

## 第9回統計委員会・第11回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成20年5月12日（月）14：00～16：55

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出席者

### 【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、  
佐々木委員、出口委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

### 【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府国民経済計算部長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、  
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、  
農林水産省大臣官房統計部企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、  
国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査  
室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）  
吉田総務省国際統計企画官

4 議事次第

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第7号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」
- (3) 諮問第8号「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサスー基礎調査の計画の承認等について」
- (4) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
- (5) その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、定刻となりまして、今日、御出席予定の方は皆さんお見えになっているようなので、ただいまから「第9回統計委員会・第11回基本計画部会合同会議」を開催いたします。

本日は、大沢委員、野村委員が所用のため御欠席ということであります。

まず、議事に入る前に、本日、用意されている資料について、事務局から御説明ください。

**内閣府統計委員会担当室長** 資料の御紹介をさせていただきます。議事次第に従って資料が用意されておりますが、まず、資料1の専門委員名簿から順に、部会に属すべき専門委員の指名、答申と諮問、資料5～8まではWG1～4までの審議状況報告となっております。それに加えまして、参考1～5まで用意してございます。御確認をお願いします。

**竹内委員長** それでは、議事に入りますが、まず、統計委員会の専門委員の発令等でございます。本日諮問される「経済センサス基礎調査」の審議に参加していただくために、お手元の資料のように、お2人の方に新たに統計委員会の専門委員として加わっていただくことになりました。

そして、その専門委員の帰属部会は、これは前から既に専門委員になられている方も含めてですが、下の方は企業統計部会を辞めていただいて、新たに4人の方に加わっていただくということであります。

それでは、続きまして、総務大臣からの諮問第7号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」、その答申について、舟岡部会長から御報告いただきます。では、お願いします。

**舟岡委員** それでは、御報告いたします。

「特定サービス産業実態調査の改正について」は、2月18日開催の統計委員会において諮問され、産業統計部会に審議が付託されました。本件に関しましては、これまでに合わせて4回部会を開催して審議を行い、このたび答申を取りまとめるに至りましたので、御報告いたします。

それでは、資料3の答申案をごらんください。答申案は「1 承認の適否とその理由等」及び「2 今後の課題」の2部構成として、更に1番目については、(1)で今回の計画案に対する適否を、(2)でその判断理由及び計画実施に際して留意すべき事項を記載する構成としています。

「(1) 適否」では、計画を承認して差し支えないとし、理由等の中で、「本調査の目的・役割」、「調査対象業種」、「調査票及び調査事項」、「調査方法」及び「集計事項」の5つのカテゴリー別に判断理由等を記載しています。

まず「本調査の目的・役割」ですが、冒頭、サービス産業分野にかかわる統計が戦後長らく未整備となっていたことに対応する形で、昭和48年から毎年、サービス産業のうち、経済産業省所管の特定業種を対象として、活動の詳細な実態をとらえ、業種特性を明らかにすることを目的に、特定サービス産業実態調査が実施されてきていること、それからまた、平成元年からは、サービス産業の活動の実態を広く概括的にとらえることを目的として、サービス業基本調査が5年ごとに実施されてきたことを記載しています。

次のパラグラフでは、本調査の変遷を簡潔に示すとともに、更にその次のパラグラフで、

改廃が激しく、事業内容も絶えず変化しているサービス産業について、より短い周期で、より多くのサービス産業をとらえる統計情報としての役割も本調査は担っているものとしております。

次のパラグラフでは、本調査が業種特性の的確な把握を調査目的に掲げているにもかかわらず、その目的に照らして調査事項の設定はいまだ十分なものになっていない側面もあるため、本調査のあるべき姿として、サービス産業を取り巻く社会経済情勢の変化に即応し、常に調査事項等の見直しを行うことにより、統計需要に適切に対応していくことが必要であることを指摘しています。

なお、本調査の目的・役割については、平成23年の経済センサスの実施により大きく変わり得る可能性があることから、経済センサスの実施の前後に分けて考えることが必要と考えられます。しかしながら、現時点で計画が明らかでない経済センサス実施後の本調査の在り方についてまで議論することは不可能であるため、最後のパラグラフでは、今回の部会審議のスタンスとして、平成23年の経済センサス実施までの間を前提とした検討にとどまるものであることを注記しています。

次に、イの「調査対象業種」については、論点が2つあります。第1点の、新たに10業種を調査対象業種として追加することについては、経済産業省の行政施策上の必要性及び市場規模の大きな対事業所サービス業を中心に統計整備を図るものであり、これは平成18年及び19年調査の考え方を継承したものであることから、妥当としました。

第2点について、本調査は事業所単位による調査を原則としていますが、追加業種のうち、一部の業種について、企業単位で調査するとしていることについては、既存の調査対象業種の中でも、一部、企業単位で調査している業種があり、これと同様に売上高等が本社で一括管理されているなど、事業所単位で記入できないことを理由としているものであることから、妥当としました。

次に、ウの「調査票及び調査事項」についてですが、調査票については、追加する10業種の調査票として、修理業関係の2業種を除き、残りの8業種については、個々の業種の特性を明らかにするため、業種特有の詳細な調査事項を設定する必要がありますから、別々の調査票として設計しており、これについては妥当としました。ただし、昨年11月に日本標準産業分類が改定され、本年4月から施行となっていますから、これに対応して、広告業等に係る調査票の名称変更を行うよう求めました。

また、調査事項については、おおむね妥当としましたが、1点は、物品賃貸業関連の4つの調査票において、リース会計基準の改正に伴い、リース投資資産取得額等を追加すること、2点目として、出版業の構造特性のよりの的確な把握の観点から「出版業調査票」において、書籍・雑誌の種類別の発行部数等を追加することを求めました。

次に、エの「調査方法」についてですが、既存の調査対象業種については、現行調査では、都道府県経由で調査員調査により実施していますが、これを継続する一方、追加業種については、経済産業省直轄の郵送調査により実施する計画であり、これについては、地

方の調査実施体制が脆弱となってきた現状を考えますと、やむを得ないものと判断しました。ただし、追加業種に係る調査についても、既存業種と同等の調査精度を担保するために十分な回収率の確保を可能な限り図るべく、万全を期すよう求めました。

また、経済産業省直轄による郵送調査で実施する追加業種に係る調査及び本社等一括調査については、調査票の配布・収集等の業務を民間事業者へ委託することとしていますが、これについては、モニタリングの実施等、所要の措置を講ずることとしていることから、おおむね妥当としましたが、業務委託に当たって、調査対象の秘密の保護や、調査結果の十分な精度確保が図られるよう万全を期すことを求めました。

オの「集計事項」については、妥当としましたが、調査事項の追加等を行うことを求めたことに対応して、集計事項についても所要の修正を行うよう求めました。

2の「今後の課題について」であります。今回の調査計画には反映させることはできませんでしたが、今後検討すべき課題として4点を掲げています。

1点目として、本調査では、調査対象業種の21業種すべてについて、毎年、都道府県別の結果表章を行うことを前提として全数で実施することとしています。しかしながら、来年度、更に7業種を調査対象業種として追加予定であることを考慮しますと、現在の調査手法はリソース面から見ても現実的ではなく、調査の効率的実施及び報告者負担軽減の観点から、次回調査までに都道府県別表章の必要性の有無など、地域別表章の在り方も含め、標本調査を導入することについて検討することを求めました。

2点目として、現在、本調査において、調査票の回収結果を単純集計する方法をとっています。しかしながら、この方法によりますと、年によって回収率に変動が生じた場合、調査結果に及ぼす影響が小さくありません。このようなことから、次回調査までにこうした影響を回避するため、欠測値を適切な補正方法によって補うこと、それについて標本調査の検討と併せて検討するよう求めました。

3点目として、大規模事業者と中小規模の事業者ではサービスの生産工程が異なることを踏まえ、両者を同一の調査票で調査するのではなくて、既に工業統計調査等の例にもあるように、本調査においても、調査事項について、大規模事業者では詳細に把握する一方、中小規模事業者では簡素化を図るなど、調査事項に差異を設けた形で調査票を設計することについて検討するよう求めました。

4点目として、先ほどの「本調査の目的・役割」で指摘した点とも関係しますが、本調査は業種特性を明らかにすることを目的とするものでありますから、本調査の有用性をより高めるためにも、例えば、各業種における産業財産権の取得件数や外注業務の内容等を始め、各業種の特性に対応した調査事項の設定を行うことについて、その把握が可能であるかどうかも含めて検討するよう求めました。

なお、その実現可能性から見て、現状ではなかなか対応は難しいと判断し、答申案には盛り込みませんでしたが、部会審議の中で出た意見を幾つか御報告いたします。資料3の参考資料2の第7回産業統計部会結果概要をごらんください。

結果概要の2ページの④ですが、従業者のキャリアなど、他の統計調査とのデータリンケージを行い、その結果表章を行うことについても、今後検討すべきとの意見がありました。

この点については、本調査のみにとどまる問題ではなく、もっと幅広い視点で検討されるべきものであり、例えば、本委員会の基本計画部会の第2ワーキンググループで現在検討中のビジネスレジスターの構築等の検討が解決の1つの糸口になるかもしれません。そのほか、必要なデータを得るためには、日本標準職業分類の改定やデータリンケージする統計調査自体の見直しを行う必要性が生じることも考えられますから、現時点では実現は難しいのではないかとということで、今回は見送ることとしました。

また、次の⑤ですが、事業者の事業活動を主業・副業を含めて把握することについて、今後検討すべきとの意見がありました。

この点については、本調査において、以前は業界団体名簿を基にアクティビティベースで調査していましたが、業界団体への加入率が減少傾向にあることを背景として、平成18年調査から事業所・企業統計調査名簿に基づく主業ベースの調査に変更した経緯があります。アクティビティベースで調査するには、その母集団情報が必要になりますが、現時点では、その基礎的な情報がなく、今後、経済センサスで副業も把握される予定ですが、副業は恐らく産業大分類ベースでの把握となることが想定されるため、その情報をもってしても産業小分類ベースで実施している本調査には使用できません。このようなことから、この点については、かなり中長期的な課題であるとして、今回は見送ることとしました。

部会審議の中で出た主な意見については以上であります。

次に、今回の部会審議を通じて、部会長として、今後の統計整備に当たって重要と思われる2点について追加説明させていただきます。

特定サービス産業実態調査の改正計画の審議に際して出された意見について、2点記しています。

1点目は行政記録の活用についてです。部会審議では、無形固定資産のうち、特許権等の産業財産権については、その適正な評価額の計上が難しい側面があるため、補足情報として産業財産権の取得件数も把握すべきではないかとの意見がありました。

しかしながら、今回の計画で、新たに無形固定資産の取得額を把握することとしていることもあり、更に項目を追加することについては、報告者負担を勘案し、今回は見送ることとやむを得ないものと判断し、先ほど御説明した答申案の「今後の課題」の(4)のところで、その把握可能性について検討するよう求めています。

その検討の方向としては、所要の調査事項を追加して把握する方法がありますが、行政記録として特許庁が保有する産業財産権の出願人データがあり、これを活用できれば、報告者に負担をかけて調査することなく、必要なデータが入手可能となりますから、調査実施者においては、同じ省内の外局が保有するデータでもあることから、是非、行政記録の活用も含めて検討していただくようお願いいたします。

次に、2点目はサービス活動の把握についてです。本調査が目的とする個々の業種特性を明らかにするため、業種ごとにどのような事項を把握すべきかという点については、今回の部会審議でも検討を行いました。しかしながら、調査対象業種が21業種と多岐にわたっており、時間的な制約もあって十分な議論をすることはできませんでした。

また、経済産業省は、本調査結果の活用方途の1つとして、サービス産業の生産性の計測を掲げていますが、生産性を計る手法はいまだ確立されておらず、サービスの産出額をどのように評価して捉えるべきかという点についての十分な研究が必要です。

いずれの問題も経済産業省単独で解決できるものではなく、政府全体として取り組むことが必要であり、サービス産業がGDPの約7割を占めている現状を踏まえれば、その研究体制の早急な構築が強く望まれます。

私からの報告は以上であります。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。それでは、何か御質問、あるいは御意見ございますか。どうぞ。

**美添委員** 私も部会に参加しておりましたが、部会長の説明のとおり、納得のできる議論が行われて、この答申案も現時点ではそれなりの内容を含んでいると思います。ここに至る過程で、調査実施者から詳細な情報の提供をいただくことができたので、併せて感謝したいと思います。幾つか、個人的意見を追加させていただきます。

1つは、新しく追加された業種に関しては、都道府県の負担を増やさないという条件が前提にあったようで、本省からの郵送調査としています。部会での議論では、その設計は丁寧に行うということで、回収率も従来並みに設定するという発言が実施者からありました。その意気込みは高く評価したいのですが、一般に知られているように、実際には回収率は郵送だと低くなりますので、多少低かったからといって約束違反だということは言えないと思います。今から否定的なことを言ってもいけません、できるだけ努力をしていただくという理解にしないと、今後同じような調査がやりにくくなるということがありますので、これだけは補足しておきたいと思います。

課題として4つ挙げられたうちの1番目と2番目について補足します。1番目は、都道府県の要望として県別表章が必要であることから、毎年全数調査が必要ということですが、小規模事業所まで含めて、産業小分類で全数の調査を毎年実施するということは非現実的であるということから、私の個人的意見ですが、数年に1度、詳細な地域別集計が確保できれば、中間年においては、標本調査、あるいは大規模な事業所を中心とする調査が実施できるかどうか検討するという、この課題は適切なものだろうと思います。

もう一つ、2番目の課題ですが、従来から主要な調査については経済産業省では全数で実施していたことから、回収部分についてのみの集計というのは自然な答えだったはずですが、特定サービス実態調査に関しては、従来の業種ローテーションによる3年周期ではなく、今後はすべての業種について毎年調査になるということで、前年の比較がより重要となるはずですが、そうしますと、時系列的な比較を意味のあるものにするために、ここで

提案されているように、回収率の変動によって見かけ上の差が生ずる危険性を排除するための工夫が必要になります。この点は極めて重要な課題だと思います。

以上です。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。何か御意見、あるいは御質問ございますか。

**内閣府統計委員会担当室長** 時間の制約もあって十分な議論をするに至らなかった面もあると思いますが、あとどのくらい時間があれば十分な議論ができたとお考えですか。

**舟岡委員** 業種特性を明らかにするような調査事項の検討については、前回と前々回のいずれの答申の中でも同じように課題として掲げられていたと認識しております。それに対して実施者の方では、業者等へのヒアリングを実施して、それで整えた部分もありますが、部会審議の中では、もう少し違った視点から調査事項のあり方を検討すべきではないかという意見もありまして、私の感触では、1年とか2年とか、かなり長期的な取組みが必要な重い課題だと考えています。

**竹内委員長** 出口さん、どうぞ。

**出口委員** 同じく、この部会で議論していたのですが、サービス業に関しては、製造業の下請構造とは違う外注構造の連関がありますが、その部分に関する調査事項が調査客体の負担の問題もあって入れにくいようです。しかし、それが入ることで、実際に生産性が計測できるとか、産業連関構造がどうなっているのかとかが見えてくる。その意味では、最後の補足説明にあったような研究の部分、あるいは目的の部分からのブレークダウンの議論がないと、どうしてもその議論は深まらないのではないかなというように、議論の端々で出てきたと了解しております。

**竹内委員長** こういう聞き方をしているのかわかりませんが、回収率の問題は、先ほど美添さんも提起されましたけれども、十分な回収率というのは、大体の目途としては何%ぐらいでしょうか。

**美添委員** これは実施者の判断を聞いた方がいいと思いますが、従来からの調査員調査と同じ程度の回収率を目標にしており、相当な決意のようです。ただ、私は個人的に心配です。

**竹内委員長** 私も調査員調査と同じぐらいの回収率を郵送調査で確保するというのは原則的には不可能だという気がしておりますし、可能だとすれば、今までの調査員調査の方の回収率がかなり低かったのかなと考えざるを得ないことになります。つまり、私はある程度の回収率の低下はやむを得ないと思っているわけです。逆に言えば、無理なことを言っても仕方がないという意味では、大体どのぐらいの目安を考えておられるのか。舟岡さんは見当がつきますか。

**舟岡委員** 私より実施者から回答いただいたほうが良いでしょうね。

**竹内委員長** 実施者というよりも、統計を使う方の観点というのもあります。実施者の方から何かおっしゃっていただいても結構ですけれども、十分な回収率と言われて、外か

ら聞いて、何のことやらわからなくて、実施者の方は自信を持って言われていても、後から聞いたら、実は20%などということになったら困る。

**舟岡委員** 私は、個人的には、回収率が全体として何%というよりも、大どころが抜けたら、全体結果に対する代表性が薄れますから、そこをできるだけきちっととらえるような方策を施すべきだと考えています。大どころはほとんど全数回収できるような取組をすべきで、小規模のところは多少回収率が低下しても仕方がないのかなと理解しています。

**竹内委員長** つまり、十分な回収率というのは、単に全体として平均的に何%ということではなくて、もっと内容を考えて、質的な意味で、いわば重要で落としてはいけないところは100%近いとか、あるいは特定のところに非常に落ちが多かったらまずいから、一様には回収されるとか、いろいろ質的な部分も含んでいると思います。十分な回収率というのは非常に重要なことですから、それは十分検討していただいた方がいいと思います。

**美添委員** 実施者からお答えを伺った方がいいと思いますが、その前に一般論を言っておいた方がいいという趣旨の委員長の質問だろうと思います。舟岡部会長のお答えのとおりだと思いますが、ほかの調査でも、国が実施している指定統計調査で、例えば、財務省の法人企業統計調査ですと、資本金規模の一番大きなところは今でも100%回収を目標に何度も督促をかけていますが、資本金階層で1億円未満になりますと、人手が足りないうえ、早期公表のために締切りが早くなっていることから、最近では低階層法人の回収率は7割を切りました。ただ、規模の小さい法人の推計値が与える影響はそれほど大きくないということから、これはやむを得ない人的資源配分だと理解しています。

この点も内部で随分議論をされていると思いますが、特定サービスに関しては規模がなかなか難しい。従業者数では小さくても売上高の大きい事業所というのは実際にあるわけですから、階層に分けて精度を高めるのは困難であることは、部会の審議でも議論されました。それでも1度か2度やっているうちに業種特性がわかってくれば、どこに重点的に人材を配分すべきかということがわかるとと思います。そこまで含めないと十分な回収率が何割かということは答えにくいですが、常識的に7割台が確保できれば、全体として信頼に足る推計ができるのではないかと思います。

**竹内委員長** 実施者の側からも何かコメントがありますか。

**経済産業省調査統計部** 経済産業省でございますが、今、手元でございます回収率の資料でございますけれども、これは直近、平成18年が最新版でございますが、全体で7業種を調査させていただいておりまして、その平均はおおむね8割でございます。今、御議論させていただいておりました郵送調査の回収率の関係でございますけれども、私どもの方としましては、このまま一応8割を目指して頑張りたいと考えているところでございます。

**竹内委員長** こういう問題をわざわざ一言言った理由は、回収率は建前としてはなるべく高い方がいいのですけれども、建前だけを言っても仕方がないので、ある程度、現実的な回収率で妥協しなければいけないことがあって、そのときに重要なところは押さえるということと、「今後の課題」の中で集計の場合に回収率を考慮して、妥当な推計値を



出すということと結びつけて議論すべきだと思います。私は建前で何が何でも回収率を上げろと言っているわけではなくて、現実的な妥協をそこで十分図っていただければいいのだらうということでもあります。

このことについてもう一つ問題は、今後のことについて言えば、経済センサスがスタートした後で、それとの関連でこれがどのように位置づけられて、そしてどのような形になるかということは、まだ今後、議論すべきことがたくさん残っていると思いますが、それでよろしいですね。

では、この点について、まだほかに御意見ありますか。もし御意見、御質問がなければ、資料3のような形で答申ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

**竹内委員長** では、そのようにさせていただきます。それでは、資料3によって、総務大臣に対して答申いたします。舟岡部会長を始め、産業統計部会の皆さんにはいろいろ御苦労さまでした。どうもありがとうございました。

では、次の議題に行きますが、「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス－基礎調査の計画の承認等について」を御説明いただきます。総務省から御説明をお願いします。

**吉田総務省国際統計企画官** それでは、説明させていただきます。お手元に資料4として準備しましたものが、諮問文の写し、「諮問の概要」の3枚紙、参考といたしまして「諮問の構成」という1枚紙、それから「経済構造統計の指定等について」、今回の諮問について説明いたしましたカラー刷りの資料でございます。それから、別添といたしまして、経済センサス－基礎調査の計画について、承認の申請書等、あるいはその調査票等、調査実施者からの資料を準備させていただいております。

資料4を4枚ほどめくっていただきまして「諮問の構成」という資料をごらんいただきたいと思います。

皆様御存じのとおり、昨年5月に改正統計法が公布されておりますけれども、まだ全面施行になっていないということでございますので、今回の諮問につきましては、従来の統計法の枠組みの下での手続ということになります。

従来の統計法では、第2条に基づきまして指定統計の指定を行いまして、続いて同法第7条第1項の規定に基づきました、その統計を作成するための統計調査の計画について承認を行うという手続がございます。

また、第7条第2項でございますけれども、これで承認を得ました調査を中止する、あるいは内容を変更するといった場合にも手続が必要ということでございます。したがって、今回の諮問につきましては、この枠組みの中で行います。統計法第2条に基づきまして、経済構造統計を指定統計として指定する。それから、統計法第7条第1項に基づきまして、経済センサス－基礎調査を指定統計の経済構造統計を作成するための調査といたしまして、その調査計画を承認するというものでございます。

それから、経済センサスー基礎調査の実施に伴いまして、従前から実施してまいりました指定統計調査、事業所・企業統計調査と商業統計調査につきましては、統計法第7条第2項の規定に基づきまして、調査の中止と調査の実施時期の変更の手続を行うということで、4つの内容を今回お諮りするということでございます。

諮問の概要について説明いたしますけれども、1枚めぐりまして、カラー刷りの資料をごらんいただければと思います。これを中心に説明いたしますが、これは、諮問文の後についております3枚紙の「諮問の概要」の要約版でございますので、適宜「諮問の概要」の方も御参照いただければと思います。

まず「経済構造統計の指定」というところでございます。「検討経緯」という最初の枠でございますけれども、若干、背景事情等について説明いたしますと、皆様御承知のとおり、我が国の産業統計につきましては、分散型統計機構の下で、産業分野ごと、あるいは所管府省ごとに、それぞれ異なる年次、あるいは周期で実施されている大規模調査の結果に基づいて作成されているということで、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する産業構造統計を作成することができないということがございます。

また、近年、ICT化の進展に伴いまして、SOHO等、外観では捕捉困難な事業所・企業が増加しているということ。それから、第3次産業、特にサービス業に係る統計の整備が遅れているという問題が指摘されておりまして、我が国の経済活動の実態を包括的にあらわす一次統計の整備が必要であるという指摘がされてきたところでございます。

このため、政府といたしましては、17年の6月、内閣府の経済社会統計整備推進委員会におきまして「政府統計の構造改革に向けて」という提言をいただきました。また、17年の6月に閣議決定されました、いわゆる骨太の方針2005と言われます「経済財政運営と構造に関する基本方針2005」、こういった累次の政府決定におきまして、既存の関連する大規模統計調査の統廃合、簡素合理化を図りながら、原則として全産業分野のすべての事業所・企業を対象にした経済活動の実態を経理的側面からとらえる経済センサスを、このときは仮称でございましたが、早期に具体化することを喫緊の課題ということで決定してございます。

経済センサスの整備の効果といたしましては、GDP統計の精度の検証に資するとともに、売上高等の項目を把握することによりまして、事業所・企業の母集団情報のよりの確な整備に寄与することが期待できる。これに加えまして、現在、その整備が遅れております第3次産業に係る統計調査の設計ですとか、統計の精度向上等にも大きな効果があると見込まれているものでございます。

さきほども述べましたけれども、累次の政府決定等を踏まえまして、政府部内に設置されました学識経験者、内閣府を始めとする関係府省等をメンバーといたします「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」の中で検討が行われ、18年3月に「経済センサスの枠組み」について、決定されております。

この「枠組み」におきまして、基本的な枠組みとして確認・決定された事項というのは、

この色刷りの資料の2つ目の枠でございますけれども、4つほどございます。

1つ目は、関連する大規模統計調査の統廃合を行い、経済センサスを創設するというところでございます。ここで言う関連する大規模統計調査と申しますのは、平成21年、23年に実施されます事業所・企業統計調査、21年に実施されますサービス業基本調査、それから、21年に実施されます商業統計調査と、22年に実施されます工業統計調査となっております。

2つ目でございますが、経済センサスは統計法に規定される指定統計調査として実施するというところでございます。

3つ目ですが、平成21年に行政記録等の情報を利用して事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査を総務省が中心となって実施するということ。

4つ目でございますけれども、21年に実施しました調査によって得られた情報を有効に活用して、平成23年に経理項目の把握に重点を置いた調査を総務省と経産省が中心になって実施するといったものでございます。

その後、調査の名称等も、ここがございますような経済構造統計としての指定統計の名称、それから、調査の名称として、経済センサスー基礎調査と経済センサスー活動調査という名称が定められております。

今回の諮問でございますけれども、この経済センサスの枠組みを踏まえて手続を行うもので、3つ目の枠ということになります。経済センサスは、21年に実施されます事業所・企業の捕捉に重点を置いた経済センサスー基礎調査と、その調査によって得られた情報を活用して平成23年に実施いたします経理項目の把握に重点を置いた経済センサスー活動調査、これらによって構成されているわけですが、経済センサスー基礎調査が実施されていない現段階におきましては、指定統計調査としての調査計画の承認は経済センサスー基礎調査のみということになります。このため、現行法の枠組みの下での手続上、経済センサスの基礎調査によって作成されます指定統計は経済構造統計ということになります。こういう整理をいたしまして、今回、本委員会にお諮りするものであります。この枠の赤い破線で囲った部分が今回の諮問に係る部分ということになります。

なお、平成23年に実施されます経済センサスー活動調査につきましては、経済センサス基礎調査の結果を反映した調査計画により実施するとなっておりますので、これは現在、本委員会の基本計画部会で検討されております基幹統計調査との関係に関する議論を踏まえまして、基幹統計としての経済構造統計を作成するための調査として、平成22年を目途に本委員会に諮問されることになっておりますので、その際、計画の詳細な内容につきまして審議をしていただくということになるかと思っております。

1枚資料をめくっていただきまして「経済センサスー基礎調査の計画の承認」でございます。これは、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備、それから、我が国における事業所及び企業の産業・従業者規模等の基本的産業構造を全国及び地域的に明らかにするというを目的に、平成21年7月1日現在で実施するというものでございます。

調査対象、実施者でございますが、農林漁家等を除くすべての事業所及び企業を対象に総務大臣が実施するというものでございます。

調査事項でございますが、本調査は、国と地方公共団体の事業所以外の事業所を対象とする甲調査と、国と地方公共団体の事業所を対象として実施いたします乙調査の2つの調査によって構成されております。数枚めくっていただきますとA3両面色刷りがございますが、資料4の別添として付けてございますので、これをごらんいただければと思います。

様式第1号という甲調査の方ですが、まず、事業所に係る事項ということで、これは調査票の左側にブルーで網かけした調査設問事項がございます。これが事業所に係る事項ということで、名称、所在地、経営組織、事業所の従業者数等々でございます。

企業等に関する事項ということで、右のページの方に黄色の網かけをした部分になります。7番から14番までございますが、資本金等の額、外国資本比率、決算月、持株会社であるかどうかといったようなことを調査するものでございます。

乙調査は、もう少しめくっていただきますと、様式第6号というのがございます。これは、名称、電話番号、所在地、職員数等を把握する。これは電子媒体で把握するというところで、こういう形になってございます。

調査方法でございます。もう一度、色刷りの諮問の概要を説明した資料にお戻りいただければと思いますが、まず、調査員によって調査票を配って、それを回収するという方法、それから、市町村による調査、都道府県による調査、総務省による調査という、それぞれ分担をして調査をするという形になっております。

調査対象事業所につきましては、今回の調査では、商業・法人登記情報からの行政記録情報を活用いたしまして対象の捕捉率を高めるということにしております。

市町村、都道府県、総務省による調査におきましては、事前にはがきで調査票の回収方法を調査対象者に確認した上で、調査票を配りまして回収をするというやり方を予定しております。調査対象事業者からの希望があれば、電子媒体による調査票の提出も認めるということでございます。

調査票の乙でございますが、これは市町村長、都道府県知事、総務大臣が調査票を配布し、回収するという方法で実施いたします。

それから、結果の公表でございます。速報につきましては、平成22年の6月末日までに公表する。それから、確報でございますが、平成22年の11月末日までに行います。ただし、親会社と子会社の名寄せをした後の結果につきましては、平成23年の3月末日までに行うという予定でございます。

3つ目ですが、事業所・企業統計調査の中止の承認でございます。これは「枠組み」においても指摘されていることでございますが、経済センサスの創設に伴いまして、これまで事業所・企業統計調査が担っておりました機能・役割が代替できるということで、この調査は中止するというものでございます。

また、21年の商業統計調査でございますが、これも「枠組み」におきまして報告者負担

を軽減するという観点から、これまで商業政策上必要な事項として同調査で実施しておりました項目につきましては、23年に実施される経済センサスー活動調査において調査するとされておりますので、調査の実施時期を変更するものでございます。

以上、駆け足で大変申し訳ありませんが、諮問の説明でございました。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。何か御質問ございますか。

構造が少々込み入っていると思いますが、要するに経済センサスという一つの統計調査があつて、それは将来、基幹統計調査ということに当然なるわけで、それに基づいて基幹統計としての経済構造統計ができるということになります。基幹統計調査、基幹統計という概念が制度的に発足するのは来年度からなので、まだ今のところは旧制度の下にあるわけです。

そこで、旧制度の下で、経済センサス及び経済構造統計というのも指定統計として一応指定するということになります。経済センサスの本番は平成23年の調査になるわけですが、そのためのいわば準備調査ではないかもしれませんが、準備として、名簿をきちんとつくるという意味で、経済センサスー基礎調査というのを今回、平成21年に実施するという構造になっているわけです。ですから、これは当然、本番との関係で密接な関係にあるわけです。

ただ、本番の方は当然、基幹統計調査という概念が有効になってからまた議論することになると思いますので、とりあえず点線で囲った部分を指定統計にするということです。

それと同時に、実は、今まで行われました事業所・企業統計調査というのが平成21年に実施されるはずでしたけれども、これは新しい経済センサスー基礎調査に置き換えられるわけですから、今までの事業所・企業統計調査は中止するということになって、指定統計調査の中止ということで、統計法に基づいてここで議論することになっているわけです。それに伴って、平成21年商業統計調査の実施時期も変更されることになるので、それもここで議論する。そういう構造になっているわけでありまして、内容的にはそこにあるような形でありまして、基本的には、すべての事業所・企業を網羅的に把握し、名簿としても役に立つものをきちんとつくることになっているということでもあります。

というわけで、何か御質問ございますか。どうぞ。

**佐々木委員** 後ろの方についています調査票を、私が弊社の立場でずっと書いていったらどうかと思って見ていたら、なるほど、うまいことできているなと思ったのです。ただ、細かいことで申し訳ありませんが、調査票Aの下から3つ目のところに「主な事業の内容」というものがあります。そこに括弧で「年間を通じて従事している人数が最も多い事業」と書いてありますが、ここには少し違和感がありまして、人数が多い事業が必ずしもその会社にとって主な事業と言えないケースがあります。同じ事業所の中に、人手がものすごくかかるけれども付加価値の小さいものと、人手はかからないのですけれども売上高の相当数を占めるというものがありますので、ここは人数が多い事業に限定せずに、各企業の判断に任せたらどうかとの感じを受けました。それ以外のところでは違和感あり

ませんでした。

**竹内委員長** その辺は今後の審議の中で十分議論していただければいいことだと思いますけれども、とりあえず総務省の方から、今のことについて御回答がありますか。

**吉田総務省国際統計企画官** この設問につきまして、昨年11月に改定いたしました日本標準産業分類の中で、いわゆる付加価値額をとらえることを前提に見直しを行ったということで、付加価値をとらえるということでは、人数でとらえた方がいいということで、こういう設問を設けたわけでございます。

**竹内委員長** ただ、最初のお考えでは、付加価値と人数とは必ずしも一致しないということもあるのでしょうか。

**佐々木委員** 私の会社で言うと、例えば、愛媛工場の場合、主な事業といたら、炭素繊維になります。ところが、人数は余り多くありません。それ以外に4つぐらい事業がありますが、そちらの方が人数は多いのです。普通、主な事業は何ですかと言われたら、うちは炭素繊維と書きたいのですけれども、人数が多いところと言われると、もっと少ない規模のところを選んでしまうという感じを受けました。

**舟岡委員** 基本的に、付加価値率が産業によって大きく異なるのは大分類レベルであって、卸売業の売上高付加価値率が7%程度であるのに対して、製造業では20~21%、医療・福祉、学習支援業等のサービス業関係ですと50%程度であります。それを踏まえれば、売上高等で事業を格付しますと、産業格付けは付加価値の大きさによるとの国連統計委員会の原則から逸脱してしまいます。付加価値でとらえることについては、世界各国において共通の考え方ですが、それに対するアプローチの仕方として、少なくとも大分類ベースでは、売上高よりも従業者数で接近する方が、付加価値額により接近できると判断されます。

先ほどの佐々木委員の御指摘は、大分類製造業の中で中分類以下を分類するとき、そうした手法が適当かどうかについてだと思います。例えば、資本集約的な業種では、人手が少なくても付加価値が高くなる可能性があります。それに対しては、(3)の「生産品 取扱商品又は営業種目」というところで、事業の内容について「生産品 取扱商品又は営業種目を年間通じて収入額又は販売額の多い順に」という形で捉えることとしています。中分類以下ですと、売上高によって格付けしても、先ほど申しましたように、卸売業と製造業、あるいはサービス業の大分類間の格付の移動が起こることが余りありませんので、中分類以下では出荷額とか販売額とかで付加価値に近い概念をとらえることができるだろうとの考え方に基づいていると思います。

**竹内委員長** 今の舟岡さんの御説明にわからないところがあるのですが、この主な事業の内容を具体的に記入してくださいということは、つまり、どのレベルで分類可能な程度のことを期待しているわけですか。つまり、大分類レベル、中分類レベル、小分類レベル、もっと下の分類レベルもありますけれども、実施者として、これはどうお考えなのか。

**総務省統計局** 総務省統計局の高見と申します。ここの(2)の欄については、できれ

ばここの記入だけで産業大分類以下の中分類、小分類、あるいは細分類までも付けられるレベルで記入していただくことを期待はしています。ただ、過去の例では、場合によっては記入が十分でないなど、ここだけでは大分類程度しか付けられないというようなケースも多分に散見されることから、(3)で更に細かく取扱品目を引くという仕組みで調査をしております。

**竹内委員長** つまり、細分類までここで期待するとすれば、従事している人数が最も多いという表現が適切かどうかという問題は起こってくると思います。舟岡さん、そうではないですか。

**舟岡委員** 従来の事業所・企業統計調査における分類レベルを踏襲するのか、それとも経済センサスで分類レベルを細分類までに変えるのか、この点は必ずしも明解ではないですが、これまでは、事業所・企業統計調査においては小分類レベルまでの把握です。私は、(3)のところでも中分類、小分類の情報が明らかになって、(2)の主な事業の内容では、大分類の中でももう少し具体的な内容が記入されると理解しています。

ただし、実際は、事業所によって、その記入の仕方は区々だと思えます。大規模な事業所と零細な事業所ではとらえる事業活動のレベルは異なります。大規模な事業所では、いろんな事業活動を行っていて、場合によっては、大分類をまたがって複数の分野で多角化して活動している場合もある。そういう場合ですと、大分類ベースの主な事業ということになるでしょうし、そうではなくて、中小規模以下の事業所ですと、活動範囲も限られていて、その中で少し絞り込んで記入することになるでしょう。事業所の規模と事業の活動の範囲に依存して記入内容が相違するだろうと思います。ここばかりは、どの分類レベルで記入してくださいと客体に求めても、正確な回答は返ってこないだろうと思います。ここはいろいろ工夫しなければいけないところでしょうね。

**竹内委員長** その辺を工夫していただきたいと思うのは、客体側の理解も非常に違って、先ほど佐々木さんは炭素繊維だとおっしゃったけれども、ほかの会社では、我が社は化学製品製造でいいのだと考えられるかもしれないので、その辺のところは記入の手引などである程度は指定しておかないと、記入される方も困るのではないかと思います。「主な事業」というものは、一体どのレベルで書いたらいいのだろうというようなことです。その辺は、いずれにしても後でもう少し企業統計部会で議論していただいてもいいのではないかと思います。

美添さん、何か御意見ありますか。

**美添委員** 難しい課題を指摘されていますけれども、私の理解は23年調査までを視野に入れますが、そこから先がどうなるかは、先ほど説明のあった経済センサスに関する検討会でも結論は出されていないと思います。その条件の下で、この部会で審議すべき範囲については、まだ完全に見切れていないところがあります。

全体の展望としては、23年の経済センサスー活動調査にどのようにこの情報を引き継ぐかという視点は入りますが、それを越えた視点は、せいぜい検討課題として答申に列挙す

る程度であって、議論をしても、前提条件がわからないので、余り生産的ではないと思います。

1つだけ付け加えますと、課題の中に商業統計調査があるのですけれども、平成21年の5年前の平成16年には、事業所・企業統計調査と商業統計調査のほかに、サービス業基本調査も同時に実施されました。サービス業については、口頭では発言がありましたが、これがどのような扱いになるのかということも、確認をしておこうと思います。そこまでを視野に入れて部会で議論ができるのではないかという感触を持っています。

**竹内委員長** 私もサービス業基本調査については少し気になったのですが、そこはどうなっているのですか。

**吉田総務省国際統計企画官** 確かに従来そのままであれば、平成21年にサービス業の調査がございますが、今回、手続きがありません。一方、21年に実施されます商業統計調査については、今回、実施時期の変更という手続きがございます。何で違うのかということですが、経済センサスの枠組みについての中で、サービス業基本調査につきましては23年の経済センサスの中にその内容を取り込むという形になっております。それと、先ほど現行の統計法の枠の中での手続きになりますというお話をいたしましたけれども、このサービス業基本調査の、総務大臣の承認を受けております要綱の中に、平成21年にサービス業基本調査を実施するという規定がございます。一方、商業統計調査につきましては、明確に21年に実施するということがございますので、今回の時期をずらすという手続きが必要ですが、サービス業基本調査につきましては、23年の調査を実施するときには当然その手続きは必要ですが、今回は必要ないということがございます。

**竹内委員長** それでいいですか。

**美添委員** 形式的な手続きはそういうことですが、やはり実質的な確認はすべきだと思います。答えは大体わかっていますけれども、形式だから全く関係がないかということ、そんなことはないと思います。

**竹内委員長** つまり、実質的なことを言えば、要するに、平成23年にサービス業基本調査の内容は経済センサスに引き継がれると理解していいのですか。

**美添委員** 先ほどの特定サービス産業実態調査の議論でもあったように、サービス業は重要だと言っているときに2年遅らせてよいのかという問いに対し、答えは用意しておく必要があるというのが私の問題意識です。

**竹内委員長** 美添さんの問題提起はよくわかりますけれども、それは諮問がないときにここで確認できるのかがよくわかりません。

つまり、これから先もそうかもしれませんけれども、統計委員会は今のところ、新統計法が全面施行になっていない限りにおいては、統計審議会を引き継いだところがあって、統計審議会では諮問にかかってこないものは議論できない構造になっていた。統計委員会については、すべてについてそういうルールが適用されるとは決して思っていないが、前の統計審議会がやっているような仕事をやっている限りにおいては、やはり似たような



状況にあるのではないかという理解もあるので、サービス業基本調査は平成 21 年にやらなくていいのかという問題をここで取り上げることができるのかということは、どうなのでしょう。

**美添委員** 調査要領の中には記述がないとしても、16 年時点では 21 年のサービス業基本調査は想定されていたと思います。経済センサスはすべての業種に係るので、従来のやり方でも密接関連ということで、どのような対応を計画しているかの確認はできると思いますが、詳細は事務局と相談し、また、委員長の了解も得てからということにします。

**竹内委員長** 平成 23 年の経済センサスの本番について言えば、工業統計とかいろいろ関係するわけで、そうすると、この問題は勿論、経済センサスのための調査については十分審議されますけれども、その前に、現在ある重要な統計がそこへどう入っていくのかということについて、あらかじめ議論しなければならないのかどうか。私としては、平成 23 年の調査についての議論をなるべく早く始めていただいて、その中で、現在ある統計が一体どういう形で吸収されるのか、吸収されないのかということをも十分議論していただければ、それでいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

**大守部会長代理** 今の点とも関係ありますが、23 年の調査について、これは重要な統計のインフラということで、特に政府部内のユーザーがどういう形で利用可能なのかという議論について、これは私の理解ではセンサス企画会議で既にやられていると思いますが、それと重複しない範囲で、統計委員会の枠組みの中でも前広に始めておく必要があるのではないかと。私の理解が間違っていれば教えていただきたいのですが、2 つ大きな不安要因があって、1 つは 22 年の工業統計表がなくなって、生産動態調査でどのくらい補完できるか。それから、工業統計表の完全な代替物になり得るのか。代替物でなくてもいいのですが、いずれにしても SNA も含めて利用側で、どのように準備できるか。別のやり方、推計法をとる必要があるのかかもしれませんが、そうだとした場合、最低限必要な情報は何かというような議論を始めておく必要があるのではないかと。

2 点目は、先ほどの主な事業の内容ということで、多角化が非常に進んでいるということで、少し理屈っぽい言い方ですけども、どういう基準で取るにしても、従業員でないにしても、大分類ベースでくくると、ある大分類が挙がってくるけれども、小分類でくくると、別の大分類の下の小分類が出てくるようなことが十分あり得るので、なかなか悩ましいとは思いますが、できればうまく工夫していただきたいということです。

**竹内委員長** それでは、経済センサスー活動調査をどうすべきかについては、今日、御議論いただく各ワーキンググループの議論の中身に関連もしますので、とりあえずある程度、問題点も出していただいたわけなので、詳細については企業統計部会で議論していただくということで部会にお願いすることにしますが、それでよろしいですか。

何かございますか。

**内閣府統計委員会担当室長** 今の関連で、大守委員がおっしゃったように、第 2 ワーキンググループでその話題が出まして、平成 23 年の調査の方も、現状どこまで準備が進んで

いるのかという事実関係を事務局としても把握して、こちらの委員会でも議論していただく必要があるのかなと思います。先ほど問題提起された調査時期のことも含めて、ほかの統計にどういう影響が及ぶかということも非常に重要な問題だというお話が出ておりますので、なるべく早い時期に事実関係を整理して、こちらの方でお示ししたいと思います。

**竹内委員長** それでは、本日の統計委員会としての審議事項は以上のとおりであります。基本計画部会として、各ワーキンググループの審議状況について、各ワーキンググループの座長より御報告いただいて、また、それについていろいろと御議論いただきたいと思います。

まず最初に、それぞれのワーキンググループの座長から、審議状況について、5分から10分で御報告いただくことにしたいと思いますので、第1ワーキンググループからよろしくをお願いします。

**美添委員** 第1ワーキンググループに与えられた主な検討課題を念のために確認しますが、2つありまして、1つは、統計整備の考え方。その中には、統計ニーズの把握方法、基幹統計の指定基準の明確化などが入っております。

2番目の課題は、統計リソースの有効活用等ですが、ここには統計リソースの配分の在り方、有効活用のほかに、実査体制、統計専任職員等の問題、それから、統計職員等の人材の育成・確保、地方や学会等との連携強化などが含まれております。

お手元の資料5に第6回目のワーキンググループの審議状況について記してありますが、第1ワーキンググループでは、各主題について2ラウンドを予定しており、1巡目には基本的な問題につき、各委員の共通の理解を得ることと、問題を徹底的に洗い出すために自由な発言を中心に運営しまして、特定の結論に導くことは、幾つかの課題を除いてはしておりません。

第6回の議事概要を見ていただきますと、2番目の課題である統計リソースの在り方、有効活用等についての議論が始まりました。先週の金曜日に行われた第7回については、本日、議事概要は間に合っておりませんが、そこでも引き続き統計リソースの有効活用等についての議論をいたしました。

過去のワーキンググループの議論につきましては、内閣府のホームページにも載っておりますし、お手元にも配付をされているということですので、繰り返すことは控えます。これから第2巡目の議論に入って、結論を具体的に出すという作業をいたします。そこで、第1ワーキンググループに所属していない委員の皆さんからも御意見をいただきたいと思います。このことを中心に報告いたします。

1番目の検討課題の中に基幹統計の指定基準があります。既にこの委員会で、基幹統計に関しては指定と承認の両面があるということを確認させていただいて、答案をもってワーキンググループに臨みました。ワーキンググループでは基本的な考え方は了解されましたけれども、何らかの具体的な指定基準の目安が必要ではないか、その方が、第2、第3ワーキンググループで基幹統計を検討するときにやりやすいのではないかという発言があ

りました。

これについて過去の経緯を調べますと、昭和 22 年頃の統計委員会でも、指定統計については、いろいろな基準について議論されて、具体的な文章としては用意しない方がよいという結論になっています。統計はさまざまな種類があり、変化するものなので、明確な基準を文章にしては、運用が困難になるという議論が記録に残っています。

とは言いながら、例示は幾つかありまして、「国民生活に密着している」、「全国的な規模」、「利用範囲が広い」、「継続的に調査できる」、「地方集計の可能性」、「他の統計が存立するための基盤となる調査」など、こういう視点は多くの委員が共有していません。

具体的な文章として、ワーキンググループの意見をまとめた形で、第 2、第 3 ワーキンググループで参考になるような基準をつくろうと考えていますので、この場でも御意見がありましたら、是非お聞かせください。

2 番目の課題である政府統計全体としての取組み。ワーキンググループでは、統計リソースとは、予算・定員等の統計に使える資源のことと理解しております。

予算・定員に関しては、国及び地方を通じた行財政改革が推進されている状況の下ですので、統計部門が重要であると言っても、定員や予算の増加を要求するのは困難ではないかという極めて現実的な認識が提示されています。

とは言いながら、統計整備への要求には、新たなものも出ております。具体的には、サービス業に関する統計整備の要求が明確になっております。このような問題に対する方策として、各府省を単位とする予算・人材の確保には限界があるが、政府統計全体として長期的な視野に沿った検討をするべきであるという提案が出ています。

分散型の統計組織を前提としても、政府全体の統計予算及び定員という概念を明確にして、府省横断的に調整する可能性を検討し、査定部局の理解を得るということを考えているものですが、これに対しても各府省の理解を得ることは困難ではないかという否定的な意見もあります。

いずれにしても、各府省単位及び都道府県の実査体制等について、政府統計全体としての取組をどのように考えていくかということが主要な議論になっています。地方の実査体制については、先週の金曜日の会合で詳しく議論しましたけれども、これについての報告は次回の基本計画部会で行います。

これで報告を終わります。

**竹内委員長** それでは、一通り各ワーキンググループの御報告が終わってから御議論をいただきたいと思いますので、第 2 ワーキンググループの舟岡さん、お願いします。

**舟岡委員** 第 2 ワーキンググループは、前回の報告から 3 回会合が行われました。4 月 18 日と 5 月 1 日については、資料の中に議題とそこで出された意見が記されております。5 月 9 日については、先週金曜日に行われたこともありまして、議事概要は付されておられません。

まず、4月18日の第2ワーキンググループの会合では、グローバル化関連統計について富浦委員から報告をいただきました。それから、サービス活動分野の統計で情報通信分野の統計について田辺委員から御報告いただき、ストック統計について野村委員から御報告いただきました。

富浦委員の扱う対象ですが、日本企業の海外活動について、株式の過半を所有する海外子会社に絞って全体像をいかに把握し得るか、その方策について検討することです。

問題意識としては、日本の海外展開が広がる中で、輸出入だけでとらえることは余り意味がないということと、産業空洞化が懸念されても、海外現地法人の活動開始が日本経済に与える影響がどの程度かということを経済統計データからとらえることができない状況になっていることです。他方、アメリカでは商務省B Aによって回答が法的に義務付けられ、1977年から調査データが蓄積されている。フランスでもスウェーデンでも同様である。したがって26年の経済センサスで、親会社から、海外まで含めて子会社の全体をとらえる方向が前回報告した「母集団情報の整備について」の中で打ち出されていますが、今後、我が国でも、それを基にして、海外子会社を有するすべての企業を対象として、海外子会社活動に対する調査を行うことが有益である。その際、物の取引だけではなく、サービスのオフショア、アウトソーシングを把握する方向で統計を充実させることがサービス統計整備の一環としても、また、日本企業の海外活動をとらえる上でも重要だとしております。

田辺委員による情報通信サービスに関する統計整備についてですが、これについては、論点が幾つかあります。この分野の経済活動は、めまぐるしく変わりますが、それに対して統計調査の対応が遅れている。それから、この分野の統計については、経済産業省と総務省の2つの省が主に担っていますが、それらが所管する統計の間に一体性、整合性がなく、そこについて、調査項目の定義を一致させるとか、調査対象の重複、あるいは抜けを調整する等に関する調整連携を図るべきである。国際的な整合性も不十分であって、例えば、電子商取引だと、OECDの定義に依るものと依らないものがあるが、これらについて、何らかの定義の統一が必要である。我が国の情報通信分野の統計では、人的側面からの活動状況の把握が不十分であるが、こういうところについて、職業分類を適切に設定する等、その把握方法について検討すべきであるとしています。

野村委員によるストック統計については、社会資本ストックまでとらえる必要があり、GDPとのギャップをとらえる上で資本ストックの在り方を考えるべきで、社会インフラとして、財よりも機能、キャパシティー、そういうものに注目する必要があるだろう。その方向性に向けては、国際標準としての方法論に準拠したらどうだろう。それから、固定資本マトリックスをフローの面でも体系的に整備することが必要である。資産のビンテージについて、そのプロファイルを整備する必要があるといった提言がありました。

5月1日の会合につきましては、企業の組織内活動と外部化に関する統計について岡室委員から、それから、知的財産活動に関する統計の整備、観光情報の総合的把握について田辺委員から、質の評価が困難なサービス活動について三輪委員から報告がありました。

岡室委員の扱う分野は、企業の組織内活動と業務の外部化に絞って、どうやったら把握できるか、その改善方策を考えるというものです。

問題意識としては、現行の企業活動基本調査が本社の機能とか社内組織、業務の外部委託の状況を一部調査していますが、それは限られた調査対象の産業であって、それ以外の産業については、そこについて十分明らかになっていないということ。更に、企業活動基本調査においても、企業のサービス活動を明確に把握するためには、本社機能をより詳細に把握する必要がある。更に、本社と支社、親会社と子会社の間に分業だけではなくて、それに伴う権限移譲、責任の所在の把握が必要だし、分業に伴って支社や子会社が、例えば、人事や財務等についての意思決定でどれだけの権限を持っているかを明らかにする必要がある。業務の外部委託についても、委託先の属性、委託の金額、比率、委託関係の継続性等の情報を把握する必要がある。事業連携についても情報がほとんどなく、これらについて、今後、統計を整備すべきであるとの報告内容です。

知的財産に関する統計整備については、企業における知的資産の創造・活用を推進するための政策立案として、知的資産の創造活動、知的資産の保有状況、知的資産の活用状況、これらを把握して、それぞれの活動を関連づけて分析する必要がある。現状では、特許庁が知的財産活動調査を実施しており、行政情報としては特許のデータベースがあり、総務省が科学技術研究調査を実施していて、文部科学省が承認統計として、我が国の研究活動の実態に関する調査を実施しています。

これらの知的財産に関する統計間の連携が必ずしも十分図られていない。言ってみれば、知的財産活動のインプットからアウトプットに至るまでの活動を網羅するような形で情報を総合的に把握できるような、そういう調整、連携が必要である。更に人的資産への投資に関する統計整備ということで、能力開発に係る投資額を把握するような統計の整備が必要であると指摘しています。

それから、観光に関する統計整備についてですが、これまで統計整備の取組としては、観光立国推進基本計画が平成 19 年の 6 月に閣議決定され、それに沿うような形で、既に平成 15 年から旅行観光消費動向調査が実施され、19 年から宿泊旅行統計調査が調査対象を拡大し、調査項目を追加して、平成 22 年から実施される予定になっています。

更に、訪日外国人旅行者の統計については、独立行政法人国際観光振興機構が昭和 50 年から訪日外客訪問地調査を調査していて、これについて、宿泊旅行統計調査と整合性を考慮して見直しを行う計画にあります。

日本銀行が同様に訪日海外旅行における消費額等の調査を行っていますから、この調査との整合性を考慮して、調査項目等の見直しを行う方向にあります。

何よりも観光情報の総合的把握に対する課題として大きいのは、都道府県において、観光入込客や観光消費額の統計をそれぞれで公表していますが、観光入込客の定義とか調査内容とか方法等が異なっていて、地域間で相互に比較することができず、実態の把握において大きな問題がある。したがって、共通基準を策定して、都道府県別の観光統計を

共通基準に則って調査する、あるいは結果表章が行われる必要があるという指摘がされています。

質の評価が困難なサービス活動については、どのような視点で検討すべきかについて問題提起がなされたという段階であります。

それから、5月9日の会合では、SNA推計のためのQEの基礎統計の整備について門間委員から、確報の基礎統計の整備について野村委員から、雇用統計・所得統計に関する統計整備について阿部委員から、ビジネスレジスターの構築に向けて田辺委員と私から報告がありました。

SNA推計のためのQEの基礎統計における整備について、重要な基礎統計の整備に関する論点として、個人消費関連の基礎統計として家計調査のサンプル数が少ないことに起因する標本誤差の大きさにどう対応すべきか、家計消費状況調査を今後拡充すること等についてどう考えていくべきか。

それから、設備投資関連の基礎統計としては、サンプル替え等に伴うブレとか不規則変動が推計に問題を発生させていて、何らかのサンプル替えの際の断層修正を適切に行うことが必要で、体系的な継続サンプルデータの収集が望ましいとの指摘がありました。

それから、公的事業関連の基礎統計としては、財政支出を包括的かつ発生ベースで、月次・四半期でとらえる統計の整備が望まれるという報告がありました。

供給側の基礎統計の整備も大変重要であって、1つは、生産統計関連では、生産動態統計と工業統計表の間に乖離が発生していますが、その乖離をいかに縮小させるか。その原因が、カバレッジの違い、OEM生産の扱いの違い等にあるとすれば、こうした点に着目して、生産動態統計を拡充することが望まれるとの指摘がありました。

サービス統計関連も、サービス産業動向調査に加えて必要な統計分野が何であるかについて、今後更に検討を進めることが望まれる。

そのほか、供給側推計の精度向上のためには、マージン率等の基礎データの整備も必要であるとの指摘がありました。

分配側の基礎統計の整備が非常に遅れていますが、これについても、雇用・賃金関連統計の整備拡充、税務・社会保険等の行政記録の利用等々を通して、基礎統計の整備が行われるべきとされています。

基礎統計の公表早期化も必要であるという指摘もされました。

また、SNA推計のための確報に使う基礎統計の整備については、幾つか論点が示された段階であります。

雇用統計、所得統計に関する統計整備につきましては、労働所得関連分野の統計について、どんなニーズがあるか、雇用の多様化へどう対応すべきか、地域雇用政策へどう対応したらいいか、所得格差問題、ストックからフロー、これらの問題にどう対応したらいいか、統計間の不整合、重複について、それを明らかにして何らかの解決を図るべきだとし、どんな新しい統計が必要かについての報告がありました。この分野については、第3

ワーキンググループでも検討していますので、そこのテーマの絞り込みの調整が必要と理解しております。

最後に、ビジネスレジスターの構築に向けてでは、海外主要国ではビジネスレジスターを構築していますが、これに対応するような形で我が国も早期の取組が必要である。具体的には、経済センサスの情報を使うことに加えて、民間の情報で利用できるもの、例えば、今年の4月から始まる決算について、株式市場に上場するすべての会社は、有価証券報告書をEDINETで公開することが義務づけられています。これはXBRLで報告されていますから、その情報は極めて容易に加工できますので、その中の必要な情報をレジスターに取り入れる。

逆に、そこでとらえ切れない情報で統計調査から上がってくる情報については、例えば、法人企業統計、工業統計、商業統計等の情報について、主要な経理情報を取り込み、ビジネスレジスターの情報源として利用すべきではないか。

更に、ビジネスレジスターについて、公開情報として、特許データベースについても、出願人の名称・住所を母団の名簿情報、現在、事業所・企業データベースと称されていますが、それと名寄せすることを通して、主要な項目をビジネスレジスターに格納すべきである。

更に、輸出入業者のコードもビジネスレジスターに取り込むことによって、これまでの貿易統計を更に価値の高い、高度な情報として加工することができる等の報告がありました。

以上でございます。

**竹内委員長** それでは、引き続き第3ワーキンググループをお願いします。

**阿藤委員** それでは、第3ワーキンググループの前回、4月21日に開かれました第6回会合の結果の概要と、若干のコメントを御報告したいと思います。資料は7番です。

第1回は全体のフリートークの形で、その後、分野を7つに切りまして、2回から4回については、一応、第1ラウンドということで、それぞれの分野についての議論をした。今回6回目ですけれども、5回目、6回目、7回目と、第2ラウンドとして、それぞれの分野について少し議論を収れんさせていきたいということで、今、第2ラウンドの2回目まで進めたところでございます。6回目のテーマとしては、「福祉・社会保障」、「医療・健康・介護」、「治安・犯罪・防災」という分野でございます。

全体の構成としては、統計整備の重点的課題、どういうことが問題かということが1つと、大きな2番目は、どういうものを基幹統計にしていくかという具体的な選定作業、そういう大きな2つの分け方で議論をいたしました。

最初の統計整備の重点課題でございますが、これにつきましては、そこにコメントが幾つか挙がっておりますように、例えば、医療・健康分野でサービス提供の統計とサービスを受ける側の統計の齟齬といいますか、関係の問題を認識しておく必要があるとか、あるいは医療と介護などについては、連結した統計が必要ではないかということで、ひとしき

り、パネルデータの有用性についての議論がございました。それから、格差問題などについての対処については、現在行われている国民生活基礎調査、所得再分配調査の拡充が重要ではないかという議論も出ました。

国民生活基礎調査につきましては、5種類の調査票があるわけですが、特に介護票につきましては、次のページになりますけれども、介護保険制度によってデータが電子化されているということで、これをどう統計として整備していくかという問題も提起されました。

社会保障関係ですが、これはILO基準、OECD基準との関係、そして93SNAの中での社会保障の扱いというようなことも含めた上で、社会保障全体を見渡す統計が重要であるということでは一致した意見でございますが、基準間での概念の違いをどう調整していくかということも大変難しいし、重要でもあるということでございます。

もう一方で、いわゆる国民医療費の関係で、今、日本で出されている国民医療費が保険適用に限られている一方で、保険適用外のものも含めたSHAというものが今、OECDで集められているが、この辺をどうするのか。日本ではこれは財団法人で推計が行われているようなのでありますが、これについての議論もございました。

治安・犯罪・防災につきましては、第1ラウンドのときに犯罪の予知といいますか、実際の犯罪が起こってからではなくて、そういう被害の隠れている部分とか、そういうところも調べることはできないのかということで問題提起がありましたが、法務省の方から、いわゆる犯罪被害者実態(暗数)調査というものが平成12年から行われているという説明がございました。その精度を上げるためにサンプルを拡大できないかという議論もございました。

3ページにまいります。重要統計につきましては、これは分野が非常に広いので、どれをとすることはなかなか定めにくいところがあって、基幹統計は各府省の立場を越えた共有の財産として活用すべきものという位置付けもできるのではないかという御意見とか、国の根幹にかかわる基礎的データという見方もできる、という議論がございました。

もう少し具体的には、例えば、賃金・給与などについては、個々のものにするのか、もう少し広いカテゴリーでまとめて基幹統計にするのかという議論もございました。

付け加えまして、メモにはございませんけれども、前回お話しした将来人口推計値をどのように扱うのかということも議論がございまして、いわゆる基幹統計の3要件は、いずれも形式的に言えば満たすということになるわけでありまして。ただ、何と言っても、経済予測などと同様に、将来の値でございますので、統計法上は公的統計ですけれども、そういうものをどのように扱うのかということは、むしろ統計委員会全体の間でも議論していただきたいとの意見が出ました。

もう一つは基幹統計の範囲でございますが、例えば、人口統計の分野で、従来から国勢統計と人口動態統計というのが、これは全数ということもあって、非常に巨大な統計でありますけれども、いわば重要統計に格付されているわけですが、もう少し小さな統計で、しかし重要だという点で言えば、例えば、外国人人口の統計だとか、国内人口移動



統計とか、国際人口移動統計とか、あるいは現在推計人口とか、生命表とかいうものも入ってくるわけで、それぞれについての重要性はわかるのですけれども、そういう大きな統計と比べると、ミニチュアといいますか、そういう面もないわけではない。そうすると、その辺のプライオリティをどうつけるのかということでは、先ほど第1ワーキンググループで、基幹統計の基準のような話がありましたけれども、そういう意味で、この辺を是非、この統計委員会の場合で、あるいは第1ワーキンググループになるのかわかりませんが、もう少し詰めて議論していただきたいということでもあります。

3番目には、社会保障制度に関してですが、これはかなり議論があって、財政面といえますか、そういうものを全体としてカバーする統計が、例えば、基幹統計として指定されたときに、そのパーツになる、年金保険とか、医療保険とか、そういう業務統計について、この場合、非常に多種多様なわけですが、そういうパーツをいちいち拾い上げて基幹統計にしていく必要があるのか、それとも、それはパーツということで、全体を総括したものを基幹統計とするということによろしいのか。（第3ワーキンググループでの）議論の流れとしては、そういうパーツは必ずしも基幹統計にする必要はないのではないかという議論であります。そういう考え方でよろしいのかどうかということ、この場でも議論していただければと思っております。

以上です。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。それでは、第4ワーキンググループ、お願いします。

**廣松委員** 第4ワーキンググループは、前回のこの基本計画部会の後、4月22日に第7回の会合を開催いたしました。その会合では、民間事業者の活用の在り方と行政記録情報の活用の2つについて議論を行いました。資料8でございます。

まず民間事業者の活用の在り方につきましては、社団法人日本マーケティング・リサーチ協会が今度新たに公的統計基盤整備委員会というものを独自につくって、公的統計の基盤整備にどういう形で参画していくかということ、これを協議し始めたということ、これを聞いたので、その点についてヒアリングを実施いたしました。

その概要は、議事概要の1ページ目から2ページ目の前半にあるとおりでございます。それを見ていただければおわかりになりますが、民間事業者の方も、この公的統計の分野というものを、1ページの(1)の①の2つ目のポツ辺りですが、企業の成長に結びつくという書き方をしておりますが、新たなビジネスチャンスとしてとらえているようです。

説明のあと幾つか質疑応答がなされましたが、特に現在の業界の状態において、全国規模の大規模調査の受託が可能かという点に関して質問がなされました。2ページ目の4つ目のポツのところで、それに対する回答として、あるいは希望として、国の調査員制度に関して、今後も国においても何らかの形で維持できるスキームを整備してもらおうとともに、官民共同で利用できるようにしていただきたいという希望が出されました。この点は、先ほどの第1ワーキンググループの議論ともある程度関わるところかと思っております。

ヒアリングの後、民間事業者の活用の在り方について、ワーキンググループとしての議論を行いました。その点に関しまして、前回の基本計画部会でも報告いたしましたとおり、国直轄の郵送調査であります科学技術研究調査については、引き続き公共サービス改革法に則って民間事業者を活用することはおおむね妥当とされましたが、それ以外の、法定受託事務により実施している就業構造基本調査の越前市での例では問題点が多く見られるという指摘がございました。

このことから、実査業務の種類等によって、民間事業者を活用する場合の困難度を分けることはできないかという点に関し事務局と相談をし、また、前回のこの基本計画部会での指摘も踏まえて、事務局から実査業務にかかわる民間事業者の活用の困難度というものを調査手法によって郵送調査と調査員調査、そして調査の法的性格によって基幹統計調査と一般統計調査に分けて考えることを提案いたしました。

資料8の一番後ろにございます別紙2がその概念図でございます。それにございますとおり、横軸の方には郵送調査と調査員調査、縦軸の方には一般統計調査と基幹統計調査区分に従い、4つの枠目に分けて表章したものでございます。ただ、この考え方に関しまして、特に基幹統計調査と一般統計調査に分けて考えることについて異論が出されました。むしろ調査員調査に向いている情報と、郵送調査に向いている情報とに分けて考えた上で、いかなる領域で調査員調査を行うかを検討すべきだというような意見が出されました。

更に、基幹統計調査は報告義務が課されるなど、調査が円滑に実施されるような制度設計がされており、一般統計調査に比べ、一概に困難とは言えないのではないかというような意見も出されました。

このように、基幹統計調査と一般統計調査を一概に区分して考えることは得策ではないのではないかという意見が出されましたことから、その他の要素、具体的には国直轄か、地方公共団体経由か、あるいは経常調査か周期調査か等も含めて、今後どのように整理していくべきかを再検討することが必要であると考えております。それに関しましては、次回以降、検討を進めたいと考えております。

それ以外に、先ほど御紹介いたしましたとおり、民間事業者から登録調査員を活用できるような仕組みを構築してもらいたいという要望が出されたわけですが、それに対して、官民が共同して調査員制度を維持していくべきであるという肯定論と、一方で、それについては、登録調査員のボランティア精神と民間事業者の利益追求の姿勢は両立し得るのかという問題提起もございました。

現状では、登録調査員を官民で共同して使う、あるいはそのスキームを維持していくということに関しては、必ずしもワーキンググループとして意見の統一ができたわけではなく、今後の課題でございます。先ほど申し上げましたとおり、登録調査員制度に関しましては、第1ワーキンググループにおいても議論が行われていることとございますので、ここでの議論も注視しながら、第4ワーキンググループとして検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、2番目の行政記録情報の活用でございます。これは前回も御紹介したことでございますが、資料の別紙1に、今後、統計調査に行政記録情報の活用が期待できる例を一覧表にして挙げております。今回はそのうち経済センサスへの利用が可能と思われます「保険関係成立届」及び「雇用保険適用事業所設置及び廃止の届出書」の活用について議論をいたしました。まず、この2つに関しまして、統計局の方から必要性について御説明いただいた後、行政記録保有部局側である厚生労働省の労働基準局と職業安定局から利用の可能性等について説明をいただきました。

行政記録保有部局側の説明では、行政記録情報の他府省への提供は国民的理解が得られるかどうか分からない中、業務遂行上支障を来すとといったネガティブなコメントがございました。更に、電子化の状況、あるいは定義の相違といった点も問題点として明らかになりました。その概要に関しましては、資料8の3ページ目の(2)行政記録情報の活用についてというところに記してあるとおりでございます。

議論の中で、第4ワーキンググループのメンバーとして入っていただいております佐々木委員から、「経団連における議論では、保険データについては統計作成に使用しても問題はない」という意見を御紹介いただいたのですが、それに対して、行政記録保有部局側の方では、大企業だけではなく中小企業の意見も聞く必要があるという回答でした。

今回は、行政記録保有部局側が初めて統計作成側と同じテーブルで議論をしたということもございましたし、電子化の状況等もある程度わかりましたので、今後の議論の進め方としては、具体的にいかなる情報が統計作成側に必要なのか、それに対して、行政記録情報の保有部局側が言う業務遂行上の支障というものは何なのか、などの点について更に詰めていく必要があると考えております。少なくとも今後、継続して行政記録情報の活用に関して議論を深めていくことへの合意ができましたので、これらの点に関して、ワーキンググループで詰めていきたいと考えております。

それから、明日5月13日に、次回、第8回目を予定しておりますが、そこでは、住民基本台帳人口移動報告への「住民基本台帳データ」の活用について、総務省の自治行政局に来ていただいてヒアリングをする予定でございます。

現在はまだこういう形でヒアリングをしている段階でございます。行政記録情報の活用に関して、何らかの形で具体化できるような方策を今後探していきたいと考えております。

以上でございます。

**竹内委員長** どうもありがとうございました。大分時間がかかりましたけれども、中身はそれぞれたくさんのお話を御報告いただきました。ここで御議論とか御質問、問題提起でもよろしいのですが、どなたかございませんか。

**舟岡委員** 第2ワーキンググループでは、経済統計の情報基盤としてビジネスレジスターをいかに有効に構築するかが大変重要だという認識を持っていますが、その際、利用できる行政情報をどれだけ広げることができるかがポイントだろうと思います。現在、法人

登記情報については利用できますので、これを21年経済センサス基礎調査に活用することに加えて、前回の統計委員会で御報告いたしました、「母集団情報の整備について」の中で、22年以降は毎月の新設法人について、郵便等による照会を通して、業種、資本金、傘下の事業所数等の基礎的な情報を収集して、母集団名簿情報を整備することを考えています。

それに加えて、ビジネスレジスターから新しい統計をつくるという、統計作成機能まで持たせたレジスターに向上させるためには更に一步、行政情報の活用を進めることが必要で、その手がかりとして輸出入業者情報について、事業所・企業データベースの企業の名称・所在地とリンケージすることを目指しています。

ところで、法人については最新の情報で更新できますが、傘下の事業所については更新情報が今のところありません。その有力な情報源としては、先ほど紹介がありましたが、雇用保険や労働保険、厚生年金等が大変有力かと思いますが、カバーする事業所の数からしますと労働保険関係の行政情報が活用できると、最新の事業所情報の把握に一步近づけることができます。さらに、将来的に、例えば、本社の名称・所在地等の情報が電子化されれば、それを活用して、新設の法人企業に対して、その傘下の事業所の情報を照会等で情報収集する手間暇もひよっとすると省けるかもしれない。その意味で、今回、労働保険関係の行政情報が利用できるということは、これからの経済統計整備の上で大きなポイントになると思うのですが、先ほどの廣松座長の御報告だと経団連でも使用について、それほど支障を感じてなくて、使える方向についての方策を今後検討していきたいということであれば、ここは基本計画部会としてどのような取組で活用に向けて進めていくのかについて、意見交換できると非常に助かると思います。

**竹内委員長** 廣松さん、まだいろいろ問題もあるという御意見もあったということですが、その先の見通しはどうか。

**廣松委員** その点についてはある程度、統計作成者側のいわば覚悟にもかかわることだと思います。確かに今まで行政情報の活用と言いつつ、行政情報を保有しているところに対して具体的に何をどこまでお願いをするのかということに関しては、余り詰めてこなかったことは事実です。少なくともヒアリングをした段階で分かりました電子化の状況とか、定義も少し違うというようなことを考え、また、第2ワーキンググループの方で御議論なさっている観点から言いますと、私は事業所ないし企業名、住所、電話番号といいますか連絡先、程度であれば、これはかなりの部分が既に電子化されていますので、それらを統計作成のための、特に名簿の整備のための情報として有効に使えるのではないかと思います。

ただ、それ以上の情報に関しては、行政情報の保有部局からの抵抗もあるようですので、恐らく第一歩としては、事業所名、企業名、住所及び連絡先程度であれば、ある程度実現可能性は見込めるのではないかと考えております。

**竹内委員長** 統計委員会の態度としても、行政記録をなるべく使いたいという話ですが、

それは抽象的、一般的に言うよりも、具体的な目的で、具体的な事項について提供してほしいと言った方がいいのではないかと考えております。いくら統計情報のためと言っても、統計作成のためという抽象的なことだけで提供をお願いするのでは、いろいろと問題が起こってきたら困るとかの御議論も出るかもしれないので、そういう形でやった方がいいと思います。今のように、雇用保険関係もできそうな見込みのレベルであれば、そういう形でお願いすべきではないかと私も考えています。

**舟岡委員** 新しい統計法の第29条に「行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより、正確かつ効率的な統計の作成、又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対して、その提供を求めることができる」と、ここまで規定されているのです。

ポイントは「正確かつ効率的な統計の作成」です。先ほど申しましたが、事業所についての最新の情報が得られませんので、そのためにどんな弊害が起きているかと言いますと、第2ワーキンググループの会合で報告しましたが、毎月勤労統計において母集団情報を切り替えるときにかなりのギャップが観察されます。このことは、統計調査の精度が、その間ずっと低下していたことを示すものだと理解しています。

さらに、統計調査における被調査者の負担の軽減が見込まれます。新設事業所については、経済センサスで新たに調査員が発掘する、あるいは企業を通して情報収集する計画ですが、それに伴う被調査者の負担も少なくなることが見込めるわけですから、これは相当程度寄与するという事由に該当するのではないかと判断いたします。

**美添委員** 第4ワーキンググループの話題になっていますが、行政記録に関しては、第1段階としては舟岡委員も言われたように名簿情報として正確な整備ができるというところで寄与できるはずですが、第2段階もあると思います。それは被調査者の報告者負担ということです。本来であれば統計調査に回答しなければいけないところが、既に提出した行政報告で調査に代替されることが起こり得るわけです。

具体的に言うと、アメリカの経済センサスでは、小規模な事業所については税務情報を用いることで、2,000万程度の事業所が調査をしないで済んでいます。国全体として費用が下がっていることにはなりますが、被調査者としても負担の軽減になる。そういう事例を集めるべきだと思います。

第1段階の名簿の、すなわち構造としての所在地情報でも、売上など詳細な内容を提供するのも、どちらの場合も行政記録の所有者にとって何のメリットもないわけですが、国全体としてプラスになることと、調査客体にとっても統計調査の負担がなくなるわけで、調査客体も喜んで統計情報としての提供に賛成すると思います。

中小企業の場合には仮に生のデータを提供されたとしても、公表される加工集計データでは個別情報が何らかの形で漏れるということはほとんど考えられない、要するに個別の秘密は完全に保護される。その程度のことは行政記録保有部局に理解していただいているのだろうと思います。これは廣松委員に確認ですが、その辺の反応はいかがですか。

**廣松委員** 勿論、ヒアリングに来ていただくときに、統計の作成の基本原則に関して御説明申し上げています。ただ残念ながら、これはどちらかというと、統計作成者側の方が今まで十分、行政記録の保有部局に説明をしてこなかったというせいもあるのかもしれませんが、やはり行政記録の保有部局の方々に、統計作成者側の言っていることを十分理解していただいているとは言いにくいところがある。

具体的には、例えば、別紙1の活用先の統計名というところに、経済センサスという名前がよく出てきますが、残念ながら経済センサスということに関して十分御理解いただいている訳ではないというような印象もございます。その意味で言うと、今後、統計作成者側の方から、行政記録を保有している部局に対して十分に説明をする、もっと両者の意思疎通、あるいはコミュニケーションをよくするという努力をしていく必要があるのではないかと考えます。

**竹内委員長** その点について、1つ、私も気になっていることがあって、つまり、報告者から統計データをもらったときに、その情報を他に漏らしてはいけないというのは当然ですが、その使い方自体についてもデータを提供する方が報告者全員に対して了解をとらなければいけないという誤解があると困るのです。プライバシー問題に関しては、ある程度の対応は必要だと思いますが、例えば、企業の情報について言えば、個票の秘密は守られる上で、その情報を統計に使うということ自体については、いちいち対象の了解を得る必要はないということは何らかの形で一般的に納得していただかないと、これは大変やっかいなことになると思います。

特に行政記録の場合、統計部局が行政記録の保有部局にも理解していただくし、また、行政記録の保有部局から出していただいた情報をどう使うかということについて、報告を出した方にも理解していただく。つまり、これで出していただければ、余計な統計調査はかかりませんよということまで理解していただく、その辺の理解をある程度進めないともまずいのではないかなと思います。

私は秘密が守られれば、統計情報に使うことは原則として自由だと思っていますけれども、法律にもそう書いてあるのではないかなと思いますが、現場では必ずしもそう理解されていなくて、この報告を出すことについては、一定の目的のために報告出したのだから統計のために使うなら、もう一遍許可を得てくれというような考え方が一般的にないとは言えないという気もするのですが、どうでしょうか。

もう少し理解をしていただくようにといっても書き方はなかなか難しく、下手な書き方をすると寝た子を起こすことになって、プライバシーを守る国民委員会などが統計のために使うことについて、反対運動などをやられたら困りますから、誤解がないようにうまくやらないといけないと思いますけれども、その辺は基本計画の中でも少し整理しておいた方がいいのではないかと私は思っております。

出口さん、別の御意見はありませんか。

**出口委員** 今の問題に関して、第4ワーキンググループの議論についての私の解釈です

と、提供部局さんが国民の理解を得ないと当該部局の業務に大いに支障が出るという解釈を示された。極端な言い方をすれば、ある種の風評被害が生じるというような理解を示されたと感じたので、逆に言えば、統計委員会が包括的な責任を取るような説明を、国民の福利厚生のために全体として必要だというようなエクスキューズがきちんところから出れば、少しは道が開けるのではないか。その辺の包括的な責任の取り方のような構造をきっちりつくり込んでいくことが非常に重要というような印象を受けました。

**竹内委員長** おっしゃることはよくわかります。つまり、担当部局として一番困るのは担当係の責任という形で追及されることだと思われま。ですから、それはその省としてきちんと正式に許可していただくということがどこかで必要あると思いますし、また、その使い方については勿論その統計を引き受けたところにも責任があるし、統計委員会としても責任はあるということを明言してもいいのではないかと思います。それによってデモが押しかけて統計委員会を開くことができなくなるというようなことはないと思いますから、ある程度はその辺も明示的に示しておいた方がいいのではないかと思います。

それから、出口さん、ついでですが、情報をもらおうと思ったら、電子化されていないので使えないというお話がありますが、その辺のことはどうなっているのですか。

**出口委員** 物によってはまだ電子化が進んでいない領域はありますけれども、先ほど美添先生が整理された1次的なものと2次的なものと言えば、2次的なものに関しては、例えば、レセプトとかまだ一部電子化されていないものがありますが、to beとしては10年以内にそういうものが確実に電子化されるのは間違いないので、方向性はそれで大丈夫だと思います。

あと、データ形式については既に、総務省さんの方でもXMLのデータ形式とかいろいろ検討中の部分はありますが、データを抜き出すだけの話であればフィルターをかけてコンバートすればいいので、早急にいわば実証実験みたいなものをベースにプロジェクトとして進めていくことには、技術的には何にも問題はないと思います。SNA関係でCPIのデータなどはフィルタリングしてこちらへ持ってくるのに何も問題ない。今、総務省にあるXML形式のものを持ってくるのは何も問題がないことを2～3週間の実験で確認しております。

現状、各省庁にあるアーカイブされたデータと、それに使われている言語を分離して、データだけとすればそこからフィルタリングしていろいろ2次加工することに関しては、ほとんど問題はないと思います。

**竹内委員長** 何か御議論ございますか。佐々木さん、どうぞ。

**佐々木委員** 今の問題ですけれども、先ほど座長の方から資料8で行政記録の活用について経団連の話が出ています。このときも厚生労働省から、国民の不信感が出るという御説明をされたので私の方から発言しましたが、以前、「行政記録を活用して問題ありますか」という問いかけを（経団連の）各社の責任者を呼んで聴取したら「問題はない」ということを答えているのです。つまり、「どうですか」とだけ簡単に言うのではなく、「こ

ういう使い方です」と説明しますと了解が得られる。私はそれが当たり前だと思っているのです。ですから、何も行動を起こさずに、国民の不信感につながるかもしれないなどと考えることはない。例えば、商工会議所とか、経団連とか、そういうところでしかるべく意見を聞いて、問題ないということであれば、統計委員会として使う。国民のためにやることですので、デモなどがくるわけがありません。あとは、行政記録の保有者にどのようにきちんと説明するかということだと思います。

**竹内委員長** 心強いことを言っていただきました。何かほかにございませんか。

少し気になったことは、これからどういう統計を基幹統計に指定していくかということはいろいろ議論していると思いますが、その前提として、現在ある統計調査の質がどうなのかという問題について、レビューをある程度しておく必要があるのではないかと思います。指定統計になっているけれども、実は問題があり得るかもしれません。そうでないと、基幹統計にすることについては、いろいろな条件があるということも先ほどお話ありまして、その条件が本当に現在ある統計ではきちんと満たされているのかどうかということのレビューは一応した方がいいと思いますが、そこは一体、どのワーキンググループでどのようにやっていただけるのかということをお伺いしたい。

**美添委員** レビューをどういう基準で行うかということは第1ワーキンググループの課題に書かれておりまして、海外の事例等は確認しています。それに準じて、我が国で十分適用できる基準を作成することについては、ほぼ共通の理解はできています。

**竹内委員長** 私が言っているのは、基準を決めた上で、その基準に照らして現実の統計調査がきちんとされているかどうかということでありまして、きちんとされているはずということでは困るのです。そういう意味では、何らかの意味でのレビューが必要ではないか。

**美添委員** 第1ワーキンググループは、直接レビューする立場にありませんが、レビューする基準は明確に出せます。その後、継続的にどうするかなのですけれども、これも第1ワーキンググループの課題の最後の方にありますが、基幹統計には、実施後の確認作業が予定されておりますので、そこでこのような基準によってレビューをする、そのための組織も含めて考えてみるつもりです。

今回の基本計画をつくる過程で、レビューで特に問題なのは第2、第3ワーキンググループで何を基幹統計にするかという議論ではないでしょうか。大ざっぱに言えば、信頼に足りる統計ができていないかどうかという判断はできる、これは明確な基準ということを離れても確認すればいいことで、そのための要件は極めて簡単なもので、例えば、信頼性を十分確保できるような集計がされているかという類の点を考えればいいのではないかと思います。

**竹内委員長** 第2ワーキンググループの範囲の経済統計に関連してということでは、今の点はどうですか。

**舟岡委員** これまでテーマを定めて個別の統計について検討してきたというのは、時代



の変化に現在の統計体系が対応していない分野がどこであるか、そこに重点を絞って検討してきたのですが、ただ今、委員長御指摘のように、これからは既存の統計について、各府省ごとにレビューする必要があると思っています。その際、総務省を除きますと、府省ごとに、行政目的に照らして統計が整備されているはずですから、行政目的に沿って、何らかの形できちんと正確な統計が効率的に整備されているかどうか、といった視点を踏まえて、重要な統計はその中でも何なのかについて検討する必要があるだろうと理解しています。単に既存の指定統計調査が基幹統計調査たり得るかどうかよりも、各府省が所管する統計全体を、承認統計調査や業務統計も含めて全部目配りした上で、重要な統計がどの分野でどう整備されるべきか、現行の統計調査で信頼性、精度その他で正確性を欠くようなところは何なのか、そのようなレビューを早急にしたいと考えています。

**竹内委員長** つまり、第2ワーキンググループでは少なくとも、経済統計の範囲内においては、今のようなことをしていただける。

**舟岡委員** 第2ワーキンググループでは、基本的に事業所・企業を単位とする統計が中心で、第3ワーキンググループでは世帯・個人についてであるとの住み分けはある程度必要です。ただし、労働分野、医療分野等は微妙なところではありますが、そこについてはそれぞれのワーキンググループで、事業所・企業と世帯・個人の統計についてレビューして、それをどこかで突き合わせて総合的に評価する、そんな作業が必要かと思いますが、とりあえずはそのような切り分けの方が対応しやすいという気がいたします。

**竹内委員長** 切り口は私もそう思いますけれども、是非それは推進していただきたいと思えます。

第3ワーキンググループの方はいかがですか。

**阿藤委員** 今までの議論は、ある意味では既存の調査でとらえ切れないような現代的な問題といたしますか、例えば、サービス残業みたいな労働時間が本当に正確に把握されているのかどうかとか、そういうことで既存の統計がどうなんだというような議論に代表されるような、今、本当に重要なテーマについて、それを統計がとらえ切れているのかどうか、そういうことは各領域で議論していきたいと思えます。

あと、今、第2ラウンドの途中ですけれども、今後、基幹統計としてどういうものを選ぶのかというときに、ある程度、専門家の持っている基準みたいなものがあるわけで、「これは重要だ、重要でない」というときに、ある種の基準観があって選んでいくということになると思います。従来指定統計調査について言えば、これまでずっと積み重ねられてきて、そういう意味で調査の信頼性などという点では特に大きな問題はないと思えますけれども、調査内容の妥当性という問題については、今、議論をしているところではないかと思えます。

それから、例えば、国民生活基礎調査のようなもので、今の格差問題とかに対応して使われる統計としては、少し小さ過ぎるのではないかということで、拡充してほしいとか、ほしいというレベルですけれども、そういう議論が出ています。ただ、これから加工統計

とか、業務統計をどのように基幹統計としてピックアップしていくのかということになると、なかなかこれは、それこそ基準というものは難しいという感じがしまして、典型的には社会保障に関する全体的な統計というものも幾つかの計算方法もあったり、それをどのように調整するのかとか、そういうことが結構大きな問題で、どれを選ぶのかということがなかなか難しい。国民医療費の問題もそうです。ですから、そういう点では検討はしていますけれども、最終的にどういう基準で選ぶのかというのは難しいと思っています。

**竹内委員長** 廣松さん、第4の方で何かありますか。

**廣松委員** 第4の方では特に個別の調査に関して議論しているわけではありませんので、特にありません。

今の第3ワーキンググループの阿藤座長のコメントについて補足しますと、資料7の3ページのところに(2)として重要統計についてという項目があり、そこに4つ程度意見が出ておりますが、第3ワーキンググループでは、その辺を詰めている段階でございます。

一例として、一番下の賃金・給与に関する統計という点ですが、具体名で言いますと民間給与実態調査は国税庁が指定統計調査としてやっています。それから、地方公務員給与実態調査は総務省の自治行政局がこれも指定統計調査としてやっています。国家公務員給与実態調査は人事院が届出統計調査としてやっています。全くばらばらですが、その意味では賃金・給与の統計として、大きなカテゴリーというか、この3つをそれぞれのパーツとして、大きな賃金・給与統計というようなものも考えられるのではないかとというように、具体的な形の議論も幾つかはしております。

**竹内委員長** 美添委員、どうぞ。

**美添委員** 基幹統計の基準をつくることは第1ワーキンググループの課題ですが、先ほどの報告で申し上げましたように、基本計画部会で明確な基幹統計の考え方が出されています。第3ワーキンググループでも、その資料を一度出して、委員の皆さんに説明していただいた方がいいのではないかと思います。

要するに、調査に関しては指定と承認の基準がある。行政記録の活用に関しては作成方法の適切性について意見を述べる。指定は重要性ですが、それに対応して質を確保するための承認ないし作成方法について確認をするという作業が入ります。

それを踏まえた上での議論ですが、今の例で、賃金・給与に関して言うと、現行の形のもので民間給与とか、地方公務員、国家公務員、ばらばらの形なので確かに見かけはよくありませんが、対応する統計調査及び行政資料は質の違うものなので、これを直接まとめて何か良いことがあるかということ、それはまた別な話だと思います。

利用者から3つがばらばらに見えて使い勝手が悪いというのは、公表の問題であって、この3つをまとめた形で賃金・給与に関する統計として、利用者には見やすい形を出す。これは第1ワーキンググループでも議論しますが、統計を作成するために効率的であるべきだとすると、余り総合的なものをつくっても、人員も予算も手当できないまま、手続だけが複雑になるという危険性があるわけです。そういう場合には、統計は個別につくるけ

れども、公表するときには一体感のある統合をする。その考え方でいかがだろうかという議論をしているところです。

それをこの場で報告できるのは少し先になりますが、具体的な議論をワーキンググループの2と3でなさっているわけですから、今、紹介したような考え方の基本になっているのは、この基本計画部会に出た、きれいに整理された資料ですので、あれをワーキンググループの委員の皆さんに共通理解として持っていて、その上で個別の議論をしていただくと効率的な議論ができるのではないかと思います。

**竹内委員長** 美添さんの御意見はわかりますけれども、私が思うのは、非常に似たことについて、3つの実施者がばらばらにやると、いろいろなところで定義や概念がずれてきて、それを横並びに使おうと思うと非常に困るのです。そういう意味からすると、3つの調査を更に水で薄めたような、全部カバーするのをつくれという意味ではなくて、その間に調整を図るということはあった方がいいのではないかと思います。

**美添委員** それが調査に関しては承認の手続ですし、行政記録の活用については作成方法の適切性の確認ということです。さすがに項目の足りないものについては基幹統計にはできません。ですから、しかるべき項目は含んでいる、相互比較性もあるということを確認するのが承認の手続だと思います。

**竹内委員長** ただ、承認の手続という非常に事務的に処理しなければならないところに行く前に、現在、似たような統計調査をやっているながら、いろいろな違う組織がやっているために重複があったり、脱落があったり、矛盾が起こったりというようなことが起こっていないかどうかのレビューはやはりしておいた方がいいのではないかと思います。

**美添委員** その点は大賛成です。反対しているわけではありません。

**舟岡委員** 具体的なイメージを提供した方が良く思うのですが、分散型の統計機構から生じる問題に、正面からぶつかるのが第2ワーキンググループかと思います。各府省に横断的で、同じ対象範囲、共通の内容で調査した方が効果的な統計分野として、生産動態統計があります。経済産業省が主となって、あと、厚生労働省の薬事工業生産動態統計、農林水産省の製材・木製品の統計、国土交通省の造船造機、鉄道車両等の生産動態統計、は基幹統計として、1つの生産動態統計にまとめられることで大きな有用性が認められる。そこでは、少なくとも定義については統一する、それから、調査すべき主要な事項については、どの調査においてもきちんと設定する、といった基準が適用されてしかるべきだろう。

そういう目で眺めていきますと、例えば、ある特定の産業だけ賃金について調べているものが散見される。賃金については、他の産業と比較することで有効な情報が引き出せるとしますと、ある産業だけ調べてほかで調べていなかったら、ほかでも調べるか、あるいはその産業だけ調べるという特殊な事情は排除した方が適当だとか、いろいろな見直しの視点が出てくるかなと思っています。そのようなことも考えながら、これから見直しをしていきたいと思っています。

その際、これまで第2ワーキンググループでは、これから整備すべき新たな分野の統計について、専門的な知見を持つ方を委員にお願いしていたのですが、各府省についての統計をレビューするということになりますと、必ずしもそれにふさわしい方がいるとは限りません。ちなみに、農林水産業関係の統計に知見を持つ方は第2ワーキンググループにおられません。そういう方を適時、1回だけ臨時的に検討に加わっていただくとか、そういうことをお認めいただけると、より適切に的確に検討ができると思います。

**竹内委員長** それは事務局の方でアレンジしていただいた方がいいと思いますけれども、特定の分野の統計について詳しく知っている方に来ていただくということは必要ではないかと思います。

今、舟岡さんがおっしゃった点は、基幹統計というものを指定するときに十分考えていただいて、今後は基幹統計調査と基幹統計、ある意味では離して考えるということの重要性もそこにあると思います。例えば、生産動態統計を基幹統計にすることは、それでいいと思いますが、その場合に今まで経済産業省がやった生産動態統計は何とか生産動態統計、厚生労働省の方はまた別の生産動態統計では困るので、生産動態統計は1つにして、もし必要なら、この部分は経済産業省がやり、この部分は厚生労働省がやり、この部分は国土交通省がやるという形でも構わないと思いますけれども、そういう形で是非統一を図るということは大いに考えていただいて、それは基本計画の中に盛り込みたいと思います。

何かほかにございませんか。どうぞ。

**美添委員** 全く違う話題でもよろしいでしょうか。第4ワーキンググループで、民間事業者の活用の在り方について御報告がありました。この件でもよろしいですか。

**竹内委員長** その件でもどうぞ。

**美添委員** まず、日本マーケティング・リサーチ協会でヒアリングをした中で、幾つか正直な議論がなされているようですが、公的統計基盤整備委員会を設置して、公的な統計の受け皿を検討中だという中の、「単年度契約では企業努力の成果が発揮しにくい。複数年度だとさまざまな発想から改善を図ることが可能と考える。」、これは改善を図るのには経験が必要だという意味はわかりますが、私の知っている実際の例ですと、比較的大きな調査を受託した調査会社が、1年目は大赤字であった、しかし2年目には予算が増額されて大分損を取り返したというのです。

そういうことが続いて、民間企業にとっては経験の蓄積とともに効率化を図れるのですが、一方で国の機関としては、知見がどこまで身につくのかというのが気になる問題です。そもそも民間企業が2年目、3年目で利益を上げているということは、その段階でほかの企業が参入しようとしても、既に経験に差がついていて難しい。実際的に独占的なことが起きて費用が増大するという事例でした。そういう問題点は、日本マーケティング・リサーチ協会も気がついていると思うのですが、それについて、どのような議論があったのかを教えてください。

2番目は簡単な質問ですが、2ページ目の下の方に、民間事業者の活用の困難度について

てというものがあります。基幹統計調査、一般統計調査という次元と、調査員、郵送という次元で分けたことはわかりやすい整理だと思うのですが、それでも、「基幹か一般か」よりも「調査員か郵送」か、どちらに向いている情報かで判断すべきだとしています。こういう発言をするからには専門家だろうと思えますけれども、調査員調査に向いている情報と郵送調査に向いている情報とは何か、私はこの区分は初めて聞いたので、その議論も紹介していただけますか。

**竹内委員長** どうぞお答えください。

**廣松委員** 最初の御質問ですが、政府統計の民間開放が行われたのは、特に公共サービス改革法に基づいて行われたのは、まだ1年ほど前のことです。かつ、日本マーケティング・リサーチ協会全体として官からの受注というのは総売上げの5%程度だと言っていましたので、極端に言うと、ほとんど経験がない状況だと思います。したがって、ここで言っているのも、どちらかというと日本マーケティング・リサーチ協会に属している民間事業者が民間との契約の経験に基づく、官に対する希望ということですか。

科学技術研究調査に関しては、最初は1年契約だったのを今度3年契約に延ばしましたが、それはこういう民間事業者からの希望に対して、発注元である官の側が、3年契約という複数年度契約を認めるという民間事業者側の希望に沿った方向に進んだということだと思います。

ただ、その場合にも予算上、会計法上、結構面倒なことがあって、複数年度契約にするためには、国庫負担行為という形で、別途官側の方でも法的措置を採らなければいけないこともあって、すべての民間事業者との契約において複数年度が常に可能かと言えば、必ずしもそうではありません。ただ、当然のことながら民間事業者側は1年ではなくて何年かの間に通算して赤字が出ないような形の契約方法を希望しているということですか。

今、申し上げましたとおり、公的統計基盤整備委員会そのものもまだ発足したばかりですので、どちらかというと、民間事業者の立場としてどう考えるか、必要ならば官側にどういう提案をするかということこれから議論するのだろうと思います。

また、公共サービス改革法とは別に政策統括官室の方でつくっている民間委託に関するガイドラインというものが既にもうできており、それに基づいて実際に運用が行われているわけですが、民間事業者側の希望としているのは発注書、契約書を調査ごとというか、案件ごとではなくて統一してほしいということも言っていました。統一した形の発注書なり契約書ができると、どういう経費がかかり、どういう形で応札できるかについて、ある程度の判断ができるというようなことも言っています。

**美添委員** その意味がわからないのですが、どういうことですか。

**廣松委員** 今は調査ごと、あるいは省ごとに当然、民間委託をする業務も違うわけです。調査によっても単に郵送だけというところもありますし、それにプラスαした業務を頼むところもある。ですから、どの程度場合分けをするかは議論する必要があると思えますけれども、例えば、回収だけの場合、ある程度の審査まで含めた場合、どういう形の契約か

に応じて、官側が発注するときの統一フォーマットというのでしょうか、そのような何かがあれば民間側としては楽だという意見です。

**美添委員** それは意味が分かりません。調査が違えば、フォーマットが違うのは当たり前前だと思うのですが、そういう意味ではないのでしょうかね。

**竹内委員長** 伺いたいことが1つあって、先ほど、基幹統計と一般統計でどちらが易しいか難しいかという話を聞いたのですが、私は基幹統計と一般統計は、民間開放についてはもっと別の観点で違うと思うのです。というのは、基幹統計については少なくとも調査について全体の基本的な企画と、最後にどういうふうを集計するか、出口と入口がきちんと国の方でプランニングをして、中の業務をいろいろな形で民間委託することはあり得るという形だと思うのですが、一般統計は必ずしもそうでなくてもいいと思うのです。つまり、民間の方で創意工夫して、非常に有効な、あるいは役に立つデータをつくれれば、そのデータをそのまま買えばいいというようなところもあっていいと思うのです。ですから、この分け方は、どちらが民間にとってやりやすいかということだけではなくて、別の観点から分けるべきではないかと思うのです。

**廣松委員** 先ほど御紹介しました意見は、別紙2の概念図に関して出た意見でございまして、おっしゃるとおり、もう少し別の観点から、あるいは先ほどの美添委員の御質問とも関わるのだらうと思いますが、当然さまざま要因が関わってくるわけですが、民間委託に関して考えるときにどこが一番重要なのかという点に関してはまだ十分詰まっていないものですから、この別紙2を見た委員の方々から先ほど御紹介したような形でいろいろな意見が出てきたということです。

先ほど申しましたとおり、基幹統計というものには申告義務があるのだから、義務がない一般統計よりもかえって楽ではないかというような意見もございましたし、基幹統計、今の指定統計でも、民間事業者の活用という観点に立ちますと、例えば5年に1回ごとの周期調査というものは、民間側にとってはそれほど魅力的なものではない。特に全国ベースで何十万世帯の対象者を調べようとしたときに、それだけ調査員を抱えているところはありませんから、到底1社では間に合いません。そういう場合は民間事業者にとっても、恐らく民間事業者に委託をしようとしている官側にとっても困難度があるだろう。

それに対して、例えば先ほどの習熟度という観点からすると、毎月行われているような経常調査というものは民間事業者にとって魅力的かもしれない。ただし、一方で現在行われている月次の経常調査の結果は閣議で報告されるという意味で重要です。まさに今後、基幹統計として指定されるときには、こういう重要性が大きなメルクマールになると考えられる。その辺も含めて、この図にある2つの要素だけではなくて、幾つかの要素も加えた上で考えるべきであろうということが、前回のワーキンググループでの意見だったということです。

**美添委員** 2ページ目の下の方の、これは私が知らない区分ですが、調査員調査に向いている情報と郵送調査に向いている情報というのは、どのような意味ですか。

**廣松委員** これは具体的に言うと、まさに今、いろいろな形で問題になっているプライバシー意識の高まりに応じて、封筒に入れて返すか、そうではなくて調査員に手渡しで返すかという、そういう意味です。

**美添委員** 調査員に見られたくないような情報というなら、調査の専門家の意見ではありませんね。

**廣松委員** 見られたくない情報を含んでいるような調査かどうかという意味です。

**竹内委員長** そろそろ時間が近づいてきたのですが、余り御発言をいただいていた方にお伺いしたいのですが、門間さん、何かありませんか。

**門間委員** 基幹統計の基準というときに、例えば国勢調査とかSNAとかというものはもう基幹統計になることが決まっているわけです。第2ワーキンググループでは、SNAをより正確な推計するための統計の整備ということにかなりのウェイトを置いてやっているのですが、そうすると先ほど、現在の既存統計のクオリティのレビューをすることは、それはそれで大変結構ですけれども、そこでレビューをしたことと、これから新しく基幹統計としてどういうクオリティを求めるかということとは、基本的に別の基準であるかもしれないということも十分認識すべきだと思います。

特に難しいのは、例えばSNAを基幹統計にするときに、SNAの正確を期すために整備される統計というものが存在するわけで、その統計はもともとほかの行政目的から発生した統計だったかもしれないけれども、今後の基本計画の中ではむしろSNAのクオリティを高めるために整備拡充を図っていくのだという精神で整備拡充を図るとすると、そういう観点からの基幹統計に資するための統計としてのクオリティといいますか、そういう観点をどのように整理していくのか。そこも実は結構重要な問題になってくる。多くの方は気付いていらっしゃるかもしれませんが、そこは必ずしも今の指定統計とは同じではない可能性があるということは意識すべきかと思っています。

以上です。

**竹内委員長** 大守さん、何か御意見ありますか。

**大守部会長代理** ありません。

**竹内委員長** 今、門間さんがおっしゃったことはそのとおりで、今の統計の質ということを考えるときに、2つの意味があって、1つは現在ある統計の建前ということがあります。もう一つは、本当はもっと別の情報が欲しいとしたときに、そういうことについて、十分レバレントであるかという問題点があって、その2つを両方考えないといけないと思うのです。確かに今のSNAのために役立つかどうかという問題はその1つであると思いますが、それに限らないと思うのです。ですから、その辺は統計の質を考えるときに1つ考慮すべきことだと思います。

どうぞ。

**総務省政策総括官** 先ほどの御報告の中で、阿藤先生の方から、将来推計値を含むような統計は統計法上どうなっているのか、特に人口推計の関係ですけれども、私どもの方と

しましては統計法には統計の定義がありませんけれども、一般的に集団の性質を数的な形であらわすもの、一般的に使われているもの、が統計法で言う統計とほぼ同じ概念ではないかと考えておまして、その中には、過去の状況、あるいは現在、将来の状況といったような区分がなく、統計たり得るということなのではないかと考えております。

現実にも、イギリスとか、あるいはニュージーランドなどでは、人口推計については、重要な統計だとか、Tier 1 に属する統計というように扱っておりますので、法律の解釈論としては、特段、将来推計のものについて、基幹統計とする上での支障はないのではないかと。あとはその性格に応じて、基幹統計たるべきかどうかということはまた別途の議論があると思います。

**竹内委員長** 統計局長は、ここで議論されたことについて、何か御意見ありませんか。

**総務省統計局** かなり話題が広いのでなかなか絞り切れないところですが、今日のところは結構です。

**竹内委員長** それでは、予定表に 16 時 55 分で終わると書いてあって、珍しいことですが、ちょうどまく終わりそうです。ということで、本日の御議論はこの辺で終わらせていただきます。

事務局の方からどうぞ。

**内閣府統計委員会担当室長** 今回は 6 月 9 日、基本計画部会との合同開催です。今度は 2 時間、15 時から 17 時ということで同じ会議室で行いたいと思います。

それから、少し先ですけれども、8 月の開催日について定例日だとお盆の時期と重なってしまいます。そこで日程を調整させていただきたいと思いますので、後日、事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

**竹内委員長** それでは、本日はどうもありがとうございました。これで終わりにいたします。